
令和2年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第2日)

令和2年9月10日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和2年9月10日 午前8時58分開議

- 日程第1 一般質問
1. 藤升 正夫 議員
 2. 桜下 善博 議員
 3. 松蔭 茂 議員
 4. 河村 隆行 議員
 5. 桑原 三平 議員
 6. 中田 元 議員

- 日程第2 決算審査特別委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 藤升 正夫 議員
 2. 桜下 善博 議員
 3. 松蔭 茂 議員
 4. 河村 隆行 議員
 5. 桑原 三平 議員
 6. 中田 元 議員

- 日程第2 決算審査特別委員会委員の選任について
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 松蔭 茂君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 河村由美子君 | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	総務課長	……………	野村 幸二君
企画課長	……………	深川 仁志君	税務住民課長	……………	栩木 昭典君
保健福祉課長	……………	永田 英樹君	産業課長	……………	山本 秀夫君
建設水道課長	……………	早川 貢一君	柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君

午前8時58分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、大庭教育次長については、本日は欠席をします。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。

1番目の通告者、11番、藤升議員の発言を許します。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） おはようございます。それでは、本日の一般質問をさせていただきます。

最初に質問いたしますのは、熱中症予防のためにエアコン設置に係る費用に対する助成を求めて、町長に質問をいたします。

年々、夏の暑さが厳しくなり、七日市観測所では、8月19日に36度8分と過去7年で最高の気温が記録され、8月14日以降35度以上の気温を記録した日数が5日もあるなど、強烈な暑さを経験することになりました。猛暑で熱中症が心配される中、国は、熱中症は屋内でも起こります。小さい子どもや高齢者、病人がいる家庭では冷房の使用を我慢し過ぎないで適切にエアコンを利用しましょうと呼びかけています。

このような中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と熱中症対策のため、自宅へのエアコン設置に係る費用の一部を助成する自治体もあります。対象となるのは、高齢者、障がい者、病人、小さな子どもがいる市町村民税非課税世帯など、自治体によって多少の違いがあるものの、新たに制度を設けています。

吉賀町においても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、エアコン設置・修理に係る費用を助成するよう求めます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、藤升議員の1点目でございます。熱中症予防のエアコン設置に助成をとということについてお答えをさせていただきたいと思います。

ここ数年の夏は全国的に最高気温が35度を超える日が多く、各地で観測史上最高を記録したとの報道がされています。今年、吉賀町においては、梅雨明けが例年より10日程度遅れましたが、その後は気温が高い日が続き、特に8月12日以降は最高気温が30度以上で推移しており、この間、議員、先程御紹介もございましたが、8月19日の36.8度を最高に、猛暑日を3日記録をしているような状況でございます。

また、例年までと異なり、新型コロナウイルス感染症防止のため、外出や施設等の利用を控え、自宅で過ごされる方が増加していると考えられます。熱中症は、屋外はもとより、屋内においても発生する可能性があり、その予防対策についても注意喚起を行っていますが、より効果的な対策といたしまして、議員御指摘のエアコン未設置の高齢者世帯等に対し、条件を付して設置費用の助成を行う自治体の事例も報道されているような状況でございます。

比較的、標高があり、夜間から朝方にかけては過ごしやすい気候の吉賀町ではございますが、近年の猛暑傾向は今後も常態化することが懸念されますし、新型コロナウイルス感染の収束の見通しが立ちにくい状況にあっては、最低各戸に1台程度はエアコンが必要と思われれます。

基本的には、各世帯において購入・設置していただくべきものと考えますが、経済的事情等により設置が困難な方もおられることも予想されます。交付金を活用して助成をという御提案でございますが、まずはほかの自治体の先行事例を参考に、町内の実態も調査をいたしまして、助成制度創設についての検討を行い、最終的にはその調査等に基づいて判断をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 実態の調査等もしっかりやっていただきたいということと、また後でも述べますけれども、設置をしても使っていない御家庭もあるわけでございますから、その点についても十分な配慮を求めておきたいと思っております。

続きまして、生活保護世帯の冷房器具費支給の現状についてお聞きをいたします。

生活保護世帯への冷房器具の購入費支給が、平成30年度の「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正についての通知で認められるようになったと聞いております。この通知の内容と関係者への周知の現状についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして2点目でございますが、生活保護世帯の冷房器具費支給の現状はということでお答えをしたいと思います。

まず初めに、今御紹介もございましたが、平成30年度の「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正、これについてお答えしたいと思います。一部改正の内容については、従来認められていなかったエアコンの購入費用について、平成30年6月27日付でございますが、厚生労働省社会・援護局長通知によりまして、一定の支給要件に該当すれば、冷房器具の購入に必要な費用の支給が可能というふうになったものでございます。

支給要件については、平成30年4月1日以降、保護の開始時に冷房器具がない場合や転居した際の転居先に冷房器具がない場合等の条件に該当し、被保護世帯の中に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと認めた場合というふうになっておると、そうした内容でございます。

なお、冷房器具の購入費用について、平成30年度は5万円の範囲内、平成31年度以降は5万1,000円の範囲内において必要な額を、また、設置費用が別途必要な場合は最小限度の額を支給できるものとなっております。

関係者への周知についてでございますが、平成30年の国の先程申し上げました通知を受けまして、支給要件に該当する世帯につきましては、訪問時などに制度説明を行って、全世帯に対する周知を行っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の御答弁にありました世帯内に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合というふうにありました。この特に必要とされる者というのはどのような方を差すのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先程私が答弁をさせていただきました中にもございましたが、今回、厚生労働省のほうから示されたその実施要領の中に、熱中症予防が特に必要とされる者というような表現があるわけでございます。

こうした方につきましては、体温の調節機能への配慮が必要となる者といたしまして、高齢者、

障がい者、小児及び難病患者並びに被保護者の健康状態や住環境等を総合的に勘案し、保護の実施機関が必要と認めたものと規定がしてございます。保護の実施機関でありますのは、吉賀町の場合は吉賀町の福祉事務所ということでございまして、福祉事務所といたしましては、被保護者の健康状態等を、お願いをしております主治医、医師がおられますので、そちらのほうの専門家の方のほうへ見解を示していただいて、これを参考に必要について適切に判断をし、対処させていただいているという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今御答弁ありましたように体温調整等困難な方、病人、子ども、また障がいのある人という方々ですけれども、一般の成人についても近年の最初のところでも申しましたが、暑さに対してなかなか対応しにくいといいますが、これは私自身の経験でありますけれども、先ほど紹介した8月19日、屋外にいたわけですけれども、午前、午後ともずっと暑く、何もしなくても汗がだらだら出る、そういう中で皮膚炎を起こしました。このように一般の成人である方々も、特に感染症、新型コロナウイルスの感染に対する予防等も関係もあり、屋内にいる方も含めて一定の配慮も必要ですし、冷房の器具というのは必要な物だというふうに私は思います。この実施機関がそういう人たちをどのように捉えるか、必要な方というふうに捉えることも可能であるというふうに考えますが、町長の御見解をお聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今のこの生活保護のところでの話でございます。まずそこについてお答えをさせていただきたいと思いますが、ああしてケースワーカーを配置いたしまして、さらに医療社会指導員という職の方も配置をさせていただいて、各世帯のほうへ定期的に訪問をさせていただいております。

これは暑い時も寒い時も通年を通して定期的にということございまして、各御家庭なりを、あるいは施設入所しておられる方であればそちらの方へ直接出向いて、面会等をして状況の把握しておるということございまして、とりわけこの暑さ対策といいますが、これにつきましては福祉事務所のほうからも、当然水分の補給であったり、それから塩分の補給であったり、あるいは室内換気であったり、それから特に外出を控えていただくような、こうしたこともお願いをさせていただいております。

エアコンがとりわけない家庭ですと、エアコンはないけど扇風機は当然あったり、そうしたことがあるわけですし、網戸があれば有効的に活用していただきたいというような指導も助言もさせていただいております。

それで、先程答弁させていただいた、必要とされる方のいわゆる判断材料ですけど、先程申し上げましたような厚労省の一つの見解がありますので、それに沿って、先程申し上げた直接出向

いての面会の段階で状況をしっかり把握をさせていただいて、主治医のほうへ御相談をさせていただくということになるかと思えます。

それから、一般の方のお話もございました。これにつきましては、生活保護世帯であろうが、それ以外の方であろうが、対応の方法、対処の方法は同じでございますので、前段のいわゆる一般的なエアコンの設置のお話もございましたが、生活保護も含めて実態をしっかり把握をさせていただいて、これからいかにしていくかというところを検討させていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 最初の質問の続きの部分もありますが、生活保護世帯だけでなく一般の御家庭においても、電気代を節約するというのでエアコンを使用していないというところがあります。これでは何のためのエアコン設置かということにもなります。電気料金等を心配しないで安心してエアコンを使うことができる対策も必要と考えます。この点について町長の見解をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） とりわけ電気代ということについてのお話でございます。

生活保護の世帯に対して、要するに電気代の取扱いでございますが、こうしたものにつきましては光熱費でございまして、いわゆる扶助費の中の生活扶助費、こちらのほうで対応させていただいているということでございます。

生活保護の基準につきましては、国が定めた基準でありますので、エアコンに係る費用を別途支弁するなど、町が独自制度を創設しても今度は逆に生活扶助費のほうが減額をされるという、こうした仕組みになっているところでございますので、現段階におきましては、そうしたことを今助成制度等については考えていないわけでございますが、先行した自治体もあるわけでございますので、申し上げましたように検討させていただきたいということでございます。

とりわけ暑さ対策のお話でございますが、寒い、特に冬季です、こちらにつきましては灯油等の暖房費が必要となるということから、生活扶助費に加算が、冬季加算というのがあるわけでございます。最近の猛暑によって生活保護世帯の夏場の電気料金、こうしたものが高騰するというのは当然懸念されるわけでございますから、冬季加算があるのであれば夏季加算というような、そうした特別基準を設けていくというのも、これは必要なことではないかというふうには、我々としては今考えているということでございます。そうした思いは恐らく吉賀町だけではないと思えますので、これは全国的な動きになるように、我々といたしましても島根県を通じて要望活動なり改善活動をこれから取組んでいきたいという考えでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 最初の質問のところでもちょっと言ったことではありますが、町内には生活保護基準以下でやりくりしている世帯が多くあると思います。先程の御答弁の中でも実態の調査をされるということでしたから、しっかりと個々の実情について目を向けていただいて、新型コロナウイルス感染症、また、熱中症に対する対策を求めていきたいと思います。

その中で、最近の空調機、エアコンにつきましては、電気代も多くかからないという物もたくさん出てきています。そういうような情報提供も併せて対象となる御家庭には情報をしっかりと伝えて、空調機、エアコンを使っていただく、そのことで健康を維持する。そういう単にお金、費用のかかることだけでない部分での支援を含めて対策を求めるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 最初のところで答弁させていただいたところと重複になりますが、生活保護世帯も含めて全町的に大変な状況というのは、これは同じわけでございますので、実態の把握をしながら対処させていただきたいと思います。

特に、生活保護で言いますと、御案内かと思えますけど、厚労省のほうが数年前に実態把握を全国的にされて、先程申し上げました生活扶助をかなり削減をしておるということございまして、これも一度に削減をすると非常に支障を来すということで、3年間かけて今激変の緩和措置ということで、その最終年度がちょうど今年度なんです。ということになりますと、また来年度以降どうなるかということが本当に、我々もそうですし、世帯の方も非常に気になっているところだろうと思います。

先程、冬季加算と夏季加算のお話もさせていただきましたが、また我々の福祉事務所といたしましても、県のほうに対しての要望、改善も含めて声を挙げていきたいなと思います。

それから、最後、御提案のありましたいわゆるエアコン、いわゆる空調機器の選定のお話、それから、もう一つはそうした機器があれば使用促進をしていく、そこには、もう一つはやっぱり電気料金高騰ということがやっぱりあるわけでございますから、車の両輪だと思います。そうしたところを総体的に検討させていただく中で、こうした熱中症対策、町の責任として対策を講じていきたいなというふうに思っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、要保護児童生徒への給食費計上の件につきまして、教育長にお聞きをいたします。

文部科学省から今年の5月19日付で、「新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う令和2年度要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）の取扱いについて」の通知が出されています。この通知の内容について、まず教育長にお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

要保護児童生徒の給食費計上はということで御質問をいただいております。

教育委員会といたしましては、準要保護児童生徒についてが所管の事務でございます、答弁につきましては所管しております準要保護児童生徒の関連で答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今御質問にございましたけれども、本年5月19日付事務連絡で、文部科学省から各都道府県教委へ通知がありました、「新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う令和2年度要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）の取扱いについて」という表題の内容の御質問でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業期間中、例外的に学校給食が実施されたとみなし、要保護者に学校給食費相当額を支給する場合、当該経費を令和2年度要保護児童生徒援助費補助金の補助対象経費として計上しても差し支えないという通知でございました。

教育委員会といたしましては、準要保護に対する支援が担当となるわけでございますけれども、通知では、準要保護に関しましては地域の実情に応じて適切に判断、対応するようにということで通知の中には書かれております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の準要保護について地域の実情においてということですので、その場合、実際に町内の小中学校をどのような形で臨時休校されたのかという点でお聞きをするわけですが、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校した期間と学校によって多少の違いはあるわけですが、夏休みを短縮した日数及び2学期の始業式までの出校日までの学校給食を必要とした日数についてお聞きをするものです。いわゆる本来であれば給食を提供するべき日数がどのようになったかということについてであります、教育長にお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 給食の関連で休業期間等の関係で日数の御質問でございます。

町内の小中学校が臨時休校した期間については、御承知かと思っておりますけれども、3月2日から3月24日まで、それから4月20日から5月8日までの間で、この間、実質27日間です。27日間が休校となったといいますか、この間が給食の対象の期間であるというふうに思います。

夏休みを短縮した日数でございますけれども、小学校が平均8.2日、それから中学校が10.3日になっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響がなかったとして、給食を提供する日数が、小学校が

87日、中学校が85.3日という平均値であります。

実質、休校が27日間ということで、また、夏休みを短縮した日数も先程言いましたように8.2、10.3という日数でございまして、総体、プラスマイナスをしますと、20日前後自宅において昼食を取らざるを得なかったというようなことになるんだろうというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 20日前後、20日弱ぐらいだというふうにお聞きをいたしました。

それで、今の準要保護世帯への支援として、小学校の臨時休校に伴い学校給食が実施されずに各家庭における負担が生じているために、準要保護世帯に給食費相当額を支給する自治体もあるわけですが、吉賀町の教育委員会としてどのような考えであるかお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） この通知に対する吉賀町としての対応ということの御質問だろうと思っておりますけれども、文科省からの通知については準要保護者に対する支援を検討いたしましたけれども、既に支給されて、ほとんどの家庭に支給されております特別定額給付金などの給付もありましたし、近隣市町の状況を見ても、こういった支援が実施されていないという状況から、現在のところ就学援助費として支給するという考えに至っておりません。

島根県内の自治体では、ちょっと確実なデータではございませんけれども、県のほうに問い合わせをしましたけれども、確実なものがどうもないようでしたが、わずかではありますけれども、こういった支援を実施している自治体も確かにあるようです。

吉賀町においても、今後休校がコロナ対応の関係でやっぱり長引くというような状況があれば、準要保護世帯に対する生活費にいろいろと影響が出てくる可能性もあると思いますので、状況を見ながら判断してまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 実際に準要保護世帯の状況等をよく把握していただいて、対応していただくことを求めて、次の質問に移ります。

学びに困難を抱える児童生徒への支援についてお聞きをいたします。

町内の小学校において、日々の学習に困難を抱える、それぞれの個々の児童への支援の一つに特別支援教育支援員配置事業があります。この事業の状況と支援員配置による児童の成長の状況についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 学びに困難を抱える児童生徒への支援はという御質問でございます。

日々の学習に困難を抱える児童への支援の状況ということですが、学校ではそれぞれの児童の状況を把握し、その状況によって個別に支援員を配置するなどして対応をしています。

具体的には次のような支援が挙げられます。まずは御質問にもございましたけれども、特別支援教育支援員による支援でございます。一斉の指示が伝わりにくい児童への個別の支援でございます。教室での授業に支援員を配置し、学びのサポートをしております。現在、小学校に8人、中学校に5人の支援員を配置をしておるところでございます。

次に、ICT機器を利用した授業による支援でございます。電子黒板、デジタル教科書、書画カメラなどを使用した授業で、視覚的な支援を中心に教育的効果を求めています。また、ユニバーサルデザインによる授業づくりを心がけ、教育委員会といたしましては、教職員に対して年1回の研修も実施しているところでございます。

どの児童も学びのステージを上げる工夫をしていきます。本人が困難を感じないような学べる環境づくりを目指していきたいというふうに思っております。これらの支援を繰り返すことで、自分にとって最良の学びの方法を身につけていきます。できる、分かることの積み重ねにより、学ぶ意欲を育み、自己肯定感が向上していくと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 学習に困難を抱える児童の中には、脳機能の発達に係る障がいの可能性であったり、視力や視野など身体の障がいがある原因となるものなど、一人一人の異なった形での困難な部分が現れていくために、個別の指導計画と日々の学校生活での様子を、学校内、また、児童の保護者との間で共有することにより、児童の成長を後押ししていくことにつながると思いますが、そのためには、より多くの時間を確保することが大事だと考えております。

学習に困難を抱える児童の成長を確かなものとするために、教育委員会で、できる、できないということは別にして必要だと感じていることをお聞きをします。

なぜかと言いますと、学校の授業で子どもたちを見ていると、先生の言うことを聞こうとする、まず姿勢に行き着いていない、そういう子どもがいたり、国語なんかで音読をする時に、字を追うことはできても内容までなかなか理解をする、そういうことのできない子ども、そういうところもこれまで見てきております。ですから、やっぱり、人、先ほど時間と言いましたけれども、最終的には人なんです、そういう部分での必要だと感じている部分についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） ただいまの御質問にもございましたけれども、やはり、こういった児童生徒につきましては、個々、個別にいろんな状況があります。それに対して対応していかなければならないという状況でございます。

先ほど、支援員の配置を、小学校が8人と、中学校に5人ということで申し上げましたけれども、教育委員会としても、これで十分とは思っておりません。まだ若干予算的にも余裕があることですので、年度途中でも追加の配置を今検討しているところでございますし、当然、特別支援教室に所属する児童生徒のみならず、通級指導教室等の利用もしながら、先ほど言われましたように、そういった授業になかなかついていけないような子どもたち、特別支援学級以外の子どもたちも、通常教室にいる子どもたちもそういった子どもがやっぱりいるわけですので、その辺に対してはきめ細やかな対応ができるように心がけておりますけれども、何分にも支援員を配置するには予算的な問題もございますので、100%ということにはなかなかありませんけれども、なるべく個々に合った指導が出来るよう心がけていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 本当に一人一人の子どもたちを大切にされた支援で、大人にできることは成長の後押しでしかございません。その条件を一つずつ引き上げられるよう今後も取り組んでいただくことをお願いをして、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、11番、藤升議員の質問が終わりました。

ここで、ちょっと早いんですが、テープの関係もありますので、次の方、十分やっていただくために、10分間休憩します。

午前9時37分休憩

.....

午前9時47分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

2番目の通告者、3番、桜下議員の発言を許します。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 桜下でございます。私は3点通告をしておりましたので、質問をさせていただきます。

1点目は、町役場窓口の入れ替えについて、2点目は、エポックかきのきむらの今後について、3点目は、自販機の設置についてという、3点通告をしておりますので、御答弁をよろしくお願ひします。

それでは、1点目の町役場窓口の入れ替えについてということで質問させていただきます。この質問は、平成27年第1回の定例会におきまして質問させていただいておりますが、合併15年を迎えるに当たりまして、再度、このことにつきまして質問をさせていただきます。

その27年の質問のとき、なぜ、柿木庁舎に吉賀町の基幹産業である農業あるいは建設業に關係する利用者が多い、窓口を訪れる頻度が高い産業課、建設水道課を柿木分庁舎に配置したのか、

本来であれば、本庁舎に配置すべきであると、産業課、建設課を利用する方が多いので、本庁舎に戻すべきではないかという質問をさせていただきました。

そのときの答弁で、議事録を掘り返してみますと、この配置については合併協議会の前の事前協議会を設置し、その事前協議書の確認書を交わしたと。その中で「本庁を現六日市町役場庁舎、分庁を現柿木村役場庁舎に置く」ということになって、本庁には、議会部門、総務部門、民生部門、そして、分庁舎には農林水産部門、商工部門、土木部門、簡易水道・下水道部門を配置するということが、事前協議の中で確認をされたというふうに答弁がありました。

なぜ、このように分けたかという理由につきましては答弁がありませんでしたが、とにかく事前協議会での確認書でこういうことが決定された、確認をされたということでありました。それ以上の答弁はありませんでした。

私もいろいろ合併協議書とか、あるいは事前協議会の確認書を調べましたが、その理由については記載がありませんでした。ということで、その当時、質問を行いました、明解な答弁がなかったということで、私は私なりに考えましたが、やはり合併当時、合併をした暁には、柿木村から庁舎がなくなるのではないかという、柿木の方の不安、また合併をスムーズに進めるために、基幹産業である産業課、建設課を柿木庁舎のほうに配置をするということで、柿木の皆さんの理解を得る、合併をスムーズにするために、こういう配置ではなかったのではないかというふうに私は思いますし、また、町民の皆さんも「そうなんかな」という声を随分お聞きしましたが、これはあくまでも私の推測であります。しかし、私はそういうふうに思っております。

そこで、今回は幾らこの件に質問をしましても、今言いましたように事前協議会の確認書で確認されたということだというふうに答弁があると思いますので、これ以上質問をしましても、答弁は同じということで、視点を変えて質問をさせていただきますが、私は15年目を迎えるに当たり、ぜひ産業課、建設課といわずに、柿木庁舎と六日市本庁舎との窓口を入れ替えるべきだと思っております。そういう意味で質問をさせていただきますが、余り言うのにはばかりますが、近年、職員の不幸事であり、また業務上のミスであり、町長が自ら報酬、賞与の減額を申し出るような事態が続いております。私はそういうことも考えまして、職員の皆さんのマンネリ化防止、あるいは通勤距離の平等化、また職員の皆さんの士気高揚、何よりも業務上のミスの再発防止のためにも、合併15年を迎えるに当たり、ぜひ六日市本庁舎と柿木庁舎との窓口の入れ替えということをぜひ提案をしたいと思っております。ということで、以下3つの質問をしますので、答弁をお願いします。

町長におかれましては、配置替えの考えはあるのか。

これは、今年、来年というのではなくて、今後に向けてもちろん町長の任期中ではありますが、配置替えの考えはあるのか。

そして、2番目に、前町長に配置替えの質問をしたとき、膨大な経費がかかるので、そういうことは一切考えていないということを答弁されました。ということで、配置替えの経費は試算をしたことがあるのか、また、あれば具体的に金額をお示しをお願いします。

そして、3つ目でありますが、ちょっと前後しますが、先ほど事前協議書の確認につきまして述べさせていただきましたが、実際、協議書の確認は確認ですが、なぜそういうふう到现在のような配置に、どういう理由でなったのか。当時、合併協議会の事務局長をされておられました町長に改めて、現在の配置になった理由を分かればといいますか、差し支えなければお聞きします。以上です。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、桜下議員の町役場窓口の入れ替えについてということでお答えをさせていただきます。

3項目にわたっての質問がございました。順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の配置替えの考えはあるかということでございますが、残念ながら、職員の不祥事のお話も通告の中にごございました。まずはこちらのほうのお答えをさせていただきたいと思いますが。

職員の不祥事や事務処理ミスの再発防止などのためにも、配置替えをしたらどうかという、まずそうした視点での御提案というふうにお伺いをいたしました。

この点につきましては、これまで発生した事案につきまして、これは弁解の余地は当然ないわけでございますし、これは真摯に反省をし、それぞれ対策を講じているところでございます。その内容等につきましては、これまでの議会等でお示しをさせていただいたものでございます。

その防止対策の一つとしての配置替えということでございますが、その効果を決して否定をするものではございませんが、個別の案件について、それぞれ原因を追求いたしまして、それに対して個別に再発防止策を講じていくということが、むしろ重要ではないかというふうに考えております。

それから、配置替えの考えはあるかということでございます。

今、説明の中で入れ替えという言葉がありましたので、ひょっとしたら我々が答弁をする内容が意に反したものになるかも分かりません。そちらの点はお許しをいただきたいと思います。

その窓口の配置替えの検討をしたらどうかという御質問でございますが、現状におきましては合併協議における確認事項を尊重すべきと判断しておるわけでございますが、現時点においてはということをお答えをしなければならないかと思いますが、現時点においてはその考えは持ち合わせておりませんということをまず申し上げておきたいと思っております。

それから、2点目は、配置替えの経費を試算をしたかということでございます。

結論を申し上げますと、その経費については試算はいたしておりません。先ほども御紹介がございましたが、中谷前町長がこの本会議の中で、経費が膨大というような言葉を述べられてということは、私も今回通告があった中で当時の会議録を確認をさせていただきましたら、そうした言葉が確かにあります。ただ、この文脈をやっぱり拾ってみると、前中谷町長がお答えをしたその経費という部分は、当然、今もそうですが、柿木の分庁舎のほうには水道、下水道、集落排水等の電算システムがあるわけでございますが、そのシステムを移行するということになると、これは今でいう六日市庁舎から柿木庁舎へ移すというのも同じだろうと思いますが、その電算業務システムの移設に膨大な費用がかかるというような文脈であったというふうには私は読みとりました。これは解釈の問題でございますので、桜下議員はそうでないというふうにおっしゃるかもわかりません。我々とすれば、そうした形で読みとったところでございます。

いずれにしても、その多額の費用がそうしたことでかかるということで答弁されたものというふうには我々は理解をしております。

それから、3点目は、事前協議書の確認と窓口配置の決め方ということでございました。

なかなか書面で出てこなかったというお話がございました。私がかつた当時、合併協議会の事務局をしておったということもあるわけでございますが、平成27年3月、これも先ほど中谷前町長が電算の関係で経費が膨大にかかるという、そのお答えをさせていただいたときの本会議だったというふうに記憶をしておりますけど、そのときも幾らか説明をさせていただいておろうかと思いますが、合併協議をする段階で、その前段で事前協議会というものを柿木村と六日市町で設けさせていただいて、事務的などころも含めて協議をさせていただきました。

そのときに、双方でまず確認をしてきたのは、窓口を利用する住民の数を基準に一率考えないということ、ですから、そうした視点で考えると、本庁舎の窓口というのはおのずとこちらの六日市庁舎に全て集約をされるということでございますが、とりわけそうしたような話があったというのは、やはり町村合併でございますから、これまで違った歴史を有した自治体同士が一緒になろうという、こうした協議でございますから、極力その町村の規模、自治体同士の規模にとらわれない、そうした基本姿勢で協議に臨もうということも事前協議会の中でも約束をさせていただきました。ですから、そうした趣旨で、部局の部署の配置もそうでございますが、ほかの住民サービスについても一律そうしたスタンスで臨まさせていただいたということでございます。ですから、ややもすると、結果的に対等合併であったのに、何もかも大きい自治体のところへ集約をされて、結果的にはそれは吸収合併じゃなかったのかというような御議論もほかの地区ではありましたが、私はその当時のやっぱり協議の経過なり、今もそうなんですが、振り返ってみると、決してそうした形ではなくて、まさに対等合併という基本姿勢のもとに事前協議、それから合併協議が法定協議会の中で最終的に行われ、関係者の皆さんで御確認をいただいたというふうに思

っております。そうしたことを付け加えさせていただきたいと思います。ですから、もう一つ申し上げれば、そうした形で設けるんですが、そうはいつでも本庁機能のない部署があります。ですから、御紹介がありましたように、柿木庁舎のほうへ、例えば土木部門、産業部門の本丸があれば、六日市の方はおのずと遠くなる。そうすると、この六日市庁舎の中にそこを保管をする機能を持たせましょうと、逆の場合もあります。そのために、両町村役場のほうへ振興室を設けたというのがそうしたことであります。

柿木庁舎のほうで本庁機能がある部分についての補完する機能として、六日市の庁舎に六日市地域振興室、その逆のパターンで、柿木のほうには柿木地域振興室というのを設けていこうと、こういうことでございまして、これは先ほどの町村規模にとらわれないということと、あとはやはり補完的機能を持たせて、利便性と平等性を担保していきましょうということです。

おおむねそうした大きな考えの中で、いろいろな事前協議をさせていただいたということをお頭申し上げておきたいと思います。

そうした経過があって、事前協議、そして法定協議会でいろいろな協議をさせていただいたということございまして、事前協議会におきましても、これは当然御承知のことかと思えますけど、新町の事務所についても当然確認をされておるということございまして、それ以外にも基本姿勢であったり、合併の方式であったり、期日であったり、そうしたものをもろもろ検討させていただいたということございまして、そうした積み上げをさせていただいて、事前協議書で確認されたものを16年4月だったと思いますが、法定協議会を設置をさせていただいて、今度は法的な縛りがありますから、その中で一つ一つ合併協定項目について確認をさせていただいたと、その結果として、今のような形ができたということございまして。

10年たったときに、桜下議員が御質問されて、今日はまたそれから5年たって、15年目のまた質問でございまして、現状におきましては冒頭申し上げましたように、配置替え、入れ替えかも分かりませんが、そうした考えは現時点では申し合わせていないということを重ねて申し上げておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 町長の答弁は分かりやすく説明をお伺いしましたが、今、私が合併をスムーズにといろいろ言いましたが、この議論というのが町民の中には相変わらずくすぶっておりますし、また、なかなかこういうことを公に話せない状況がいまだに続いております。

私はそういう、柿木が六日市が、という議論がいまだにされるのが一番残念でありますし、危惧をしております。これは本当に私の思いでなくて、町民の皆さんの声であります。

今、町長が詳しく説明をされましたが、そのことを機会あるごとに、町民のほうから質問がなければいいんですが、あった場合はやはり町長のほうから先ほど言われましたような説明を私は

していただきたいと思ひますし、また、この延長には必ず柿木庁舎の老朽化、あるいは公民館の老朽化ということもありますが、必ずこの先には柿木庁舎を本庁舎に一本化すればどうかという議論が必ず起きてまいります。

我々の任期は来年1年であります、この議論は皆さん今伏せておりますが、脈々と町民の中でくすぶっております。そのことは町長も任期は来年1年であります、この議論というのが必ず出てくるということだけは、私は一般質問を通じて述べておきたいと思ひます。

それでは、2番目のエポックかきのきむらの今後についてという質問をさせていただきます。

実は通告書を出しましたのが、先日、このエポックにつきましたの全員協議会が行われましたが、その全員協議会の前に、実は通告書を出しておりますので、若干中身がちょっと不可思議なところがあるかもわかりませんが、御理解をいただきたいと思ひます。

その全員協議会の次の日ですか、新聞報道でエポックかきのきむらのシイタケ菌床事業の撤退ということが大きく報道されました。その報道を見まして、多くの皆さんはもうエポックかきのきむらはもうこれで終わりじゃないかと、もう後は何をやっていくんだろうと、もうエポックかきのきむらの使命は終わったんじゃないかというふうな声を私は随分聞きましたが、そうではありませんよ、ただ現状報告がありましたということで、撤退とか、精算とか、そういうことは一切まだ何も聞いていませんよということをおは説明をいたしました。また、現在もしておりますが、このエポックを少し調べてみたら——すみません、エポックかきのきむらなんです、ちょっと長いのでエポックというふうに言わせていただきます。エポックの皆さんすみません。

平成5年に立ち上げられて、資本金は1,620万円、そのうちの吉賀町が筆頭株主で52%で850万円、その後、JA、あるいは高津川森林組合、柿木村きのこ生産組合、商工会、また個人でも出資をされておりますが、筆頭株主は吉賀町であります。約52%を出資されております。半分以上の出資ですから、吉賀町が経営権といひましようか、相当な事業の中身を持っていると、また助言なんかも言える立場にあるというふうにおは思っておりますが、このエポックを立ち上げたときの理由につきました、私も文献を調べてまいりましたが、今まで非常に経営状態が厳しいということで調べてまいりましたが、平成27年には無利子、無保証で町より経営化安定貸付金を受けておりますし、これは既に返済になっております。それから、コンサルタントをお願いしまして経営診断、改善計画策定支援業務報告書の提出、あるいは平成28年度には経営改善計画書補強版を策定、そして、平成30年には事業再生計画を策定というふうにおはいろいろ業務改善に向けて収支が上がるようにいろいろされてきましたが、残念ながら収益が下がり、現在では、はとの湯の指定管理者も撤退、そして廿日市のアンテナショップも経営権を委譲、そして先日、臨時株主総会で、メインでありました菌床シイタケ事業の撤退ということが、臨時株主総会で決定をされたということで、残りといひましようか、エポックさんには道の駅のレストランあるい

は売店とか、そういう事業を今後されるということで、非常に柿木の皆さんにも士気低下、雇用の不安が残るような現状であります。

そこで、町長にお聞きします。実は、平成26年から28年度決算は平成24年、25年に比べて単年収支は一時改善をされましたが、平成30年度以降、赤字に陥り、当期純損益がマイナスの約1,400万円、債務超過は1,100万円に陥っております。そして、昨年度であります、約1,500万円の赤字、そして債務超過は2,600万円までに膨れ上がっております。非常に厳しい状況になっております。

そこで、町長にお伺いしますが、平成5年9月に850万円、52.5%出資をし、設立した会社でもあります。現状に至った原因についてお伺いします。

そして、2番目は、筆頭株主である町のこういうふうな現状に至った町の責任についてあるのか、責任についてお伺いします。

そして、3つ目は、菌床シイタケ事業から撤退するという事は、臨時株主総会で決定されたということですが、私はこれは明らかにこのシイタケ菌床部門といいますのは高齢者が従事されておられます。明らかに後継者の不足、あるいは育成に私は失敗があったのではないかと考えております。

若い方がどんどん継いでいただければ、また事業を助けていただければ、少々の販売不振というのがありますが、何とかこの菌床シイタケ事業から撤退はしなくても、若い後継者が継いでくれるというふうに至ったと思っておりますが、それについて町長のお考えを。そして4つ目ですが、これも全員協議会で第三セクター等点検評価結果報告書というのが報告されました。この中で、チェック表による予備的経営状況というのが報告されましたが、エポックにつきましては、深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは事業の存廃を含めた検討が必要ということを指摘をされております。そして、今後の方向性につきましては、エポックの廃止または完全民営化、もしくは事業の民間譲渡ということを指摘されておりますが、これにつきまして私も道の駅の売店とレストラン部門だけで、果たして第三セクターとして今後続けていくのが適当なのかどうかということを考えております。

以上、通告をしてありますので、4点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目のエポックかきのきむらの今後についてということで答弁をさせていただきます。順次答弁させていただきますが、先般の全員協議会で説明した内容と多分に重複する部分はお許しをいただきたいと思います。

まず、1点目は現状に至った原因についてでございます。

先ほど議員のほうからも少しばかり御紹介もありましたが、改めて申し上げたいと思います。

株式会社エポックかきのきむらにつきましては、平成5年9月に菌床シイタケ事業を柱として設立をされました第三セクター方式の株式会社でございます。

設立以降、道の駅かきのきむらの整備に伴う地域食材供給施設の管理運営や老人福祉センターのはとの湯荘の管理、運営、それから広島県の廿日市に設けておりましたアンテナショップの運営等、時勢に応じて幅広い事業をこれまで担ってきたところでございます。

近年の状況は、平成23年度までは過去の経営悪化が改善されまして、黒字経営となっておりますが、道の駅や菌床の売上減少が進んだことで、平成24年度から赤字に陥りました。これにより、経営改善を計画を策定をいたしまして、経営の立て直しに取り組んでいきました。その後、赤字の圧縮が進みまして、平成28年度には黒字転換ができましたが、平成29年度に急激に大幅赤字に陥ったということです。

原因といたしましては、アンテナショップ部門の売上減少やシイタケ部門の売上減少がございます。以降も、道の駅やアンテナショップの来客数の減少や菌床販売数、そして、シイタケの出荷量の減少が進みまして、収支が悪化をしてきたということではないかというふうに思っております。

2点目は、町の責任についてでございます。

本来は独立採算を行うべき組織であります。町施策の実現の一翼を担ってきた第三セクターでございます。この間の人の流れや、それから市場価格の変動、天候の変化等に伴う影響による収支の悪化も当然あるわけでございます。会社だけの責任で負うことは難しいというふうに考えております。

町といたしましては、当初の設立の趣旨あるいは全体の52.5%を占める筆頭株主でもあるわけでありまして、しかるべき責任をやはり行政としても果たしていかなければならないというふうに考えております。なお、このことにつきましては、行政だけではなく、当然、取締役会、こうした役員会等の中で、これから協議を進めていくというようなことにしているところでございます。

それから、3点目は、菌床シイタケ事業についてでございます。

このことにつきましても、全協のところでの説明をさせていただいたところでございますが、今回、会社といたしましては、この菌床シイタケ事業から撤退をするということを決定をさせていただきました。今後は道の駅関連の事業のみが残るといった形になります。

それから、最後4点目は、今後についての問い合わせでございました。

町といたしましては、今年度限りで菌床シイタケ事業から撤退をするということは、町の施策実現にかかる第三セクターとしての役割は、一定程度終えたものというふうに判断をせざるを得ないと思います。これは設立の趣旨から見ても、そうした形になるのではないかというふうに判

断しております。したがって、今段階では、民営化を視野に検討を進めていきたいというふう
に考えておるところでございます。

それから同時に、第三セクターとして、この間負った債務も当然あるわけでございます。町と
しても、解消に向けた対策を検討しなければならないというふうに考えております。また、道の
駅の指定管理につきましても、近年の来客数の動向を踏まえれば、指定管理の見直しに併せて、
一方では指定管理料の再算定もやはり行っていかなければならない。そうしたことも必要になっ
てくるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 2番目に質問しました、こういうふうな事態に至ったいろんなこ
とを貸付金とかいろいろやってまいりました。コンサルタントを入れたりとか、いろいろやって
まいりましたが、いろんな理由でこういう事態に至ったわけですが、町の責任についてはという
ことで質問をさせていただきましたが、責任という言葉は非常に軽々しく言うべきではないかと
思いますが、こうなったもろもろの経過は説明をいただきましたが、筆頭株主である町の責任に
ついて、これについては町長のお考えいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほども幾らか触れさせていただきましたが、やはり1,620万円の
資本金のうち、324株のうちの、そのうちの52.5%の170株、850万円の責任は、当
然、株主としてあるということでございますから、そこはやはりできるだけことはやっぱり果
たしていかなければならないということだろうと思います。

それから、当然、第三セクターでありますから、行政との関わりというのは非常に大きいとい
うことは重々承知をしております。ですから、これまでもそうでございますが、これからこの第
三セクターの成り行きは本当に気になるころではございますが、当然、担当課を通じて支援も
させていただきたいですし、やはり行政の責任として、そうした関わりをこれまで以上に持って
いく、これがやはり行政としての責任ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 町長ははっきりと筆頭株主として責任はあるというふうに言明さ
れました。

先日の全員協議会では、生産者への支援ということで触れられましたが、責任はあるというこ
とを本当に私は重く受け止めております。今後のことにつきましては、責任ある立場としてよろ
しく申し上げます。

それでは、3点目の自販機の設置について質問させていただきます。

先日、朝倉公民館の竣工式に出席させていただきました。そこで、敷地内に自動販売機が設置

をしてありました。ということで、関係者の方にお聞きしましたところ、これはある団体の方が設置をされたということでありました。

電気代はどうなっていますかということでお聞きしましたら、電気代については分からないと、町が負担をするのではないかと、はっきり分からないけどそうではないかというような回答がありましたので、今回の質問をさせていただきます。

実は、これも平成28年から29年にかけて、同僚議員が何度も質問をされております。その中でいろんな回答がありますが、先日、関係者の方で電気代については分からないというお答えを聞きましたので、今回、改めて質問をさせていただきます。

町内の行政財産上の場所に自販機が何台か設置をしてありますが、本来ならば使用許可の申請あるいは許可の手続がなされるべきであります。平成29年9月議会で同僚議員が情報公開条例を使って、執行部に資料の請求を求めましたがないということでありました。

そこで、同僚議員が当時、本会議でいろいろ質問をしております。それで、是正をされているのかどうか分かりませんので、今から、当時の副町長の答弁の議事録を起こしまして、5点質問をさせていただきます。お答えをお願いします。

まず、行政財産上に設置をされている自販機について、電気代は町が負担をしているのではないかと。2点目が、使用許可の期限は1年とされているが、平成29年3月議会で同僚議員の質問に副町長は、書類を調べたら期限切れになっていたと、更新については早急に是正すると答弁をしているが、現在、設置をされている自販機については更新手続が全てされておりますか。3点目、自販機については、単に行政財産を貸し付けるというのではなく、一定期間続けて設置されるものなので、所定の使用料なり、貸付料を徴収するべきではないかと。4点目、当時、副町長は不手際を認め、今後は使用料の賃貸借契約を結ぶ、また平成30年度当初に向けて対応すると答弁をされております。現在は自販機について賃貸借契約を結んでいるのかどうか。そして、最後に5点目、自販機の電気料金は、設置後10年以上一切徴収していないとのことでありましたが、早急に検討すると答弁をされておりますが、現在は電気料金についてはどうなっているのか。

この5点について、29年の回答ですが、それから何年かたっておりますが、是正をされておればいいんですが、その後の状況につきましてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、自販機の設置についてということで、5点にわたって質問がございましたので、それぞれお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、電気代についてでございますが、その前に全体的なことを申し上げておきたいと思っております。

行政財産の使用許可等の手続につきましては、吉賀町の財産規則で定められておりまして、使

用料につきましては吉賀町行政財産使用料条例で定められておりますので、これにのっとり、沿う形で事務処理を行っているところでございます。したがって、現在ということのみならず結論じみたことを申し上げますと、毎年度、更新手続を行いまして、所定の使用料を徴収し、それから電気代は申請者負担とさせていただいているところでございます。

具体のところを少し申し上げますと、自動販売機の行政財産使用料につきましては、例規上では土地に対する使用料、それから建物に対する使用料、もう一つは使用を許可されたものが負担すべき必要経費、この3つを合わせて合算をして、使用料として役場のほう、町のほうへ徴収をさせていただくというようなシステムになっております。

今申し上げました3つ目の許可されたものが負担すべき必要経費というのが、御質問のございました電気料になるわけでございます。自動販売機の電気料につきましては、1台当たり現行では月額1,400円、この単価で徴収をさせていただいているところでございます。なお、自動販売機の電気料につきましては、先ほども御紹介がございましたが、その後の事務の中で精査をさせていただいて、平成30年度から適用をさせていただいているということでございます。

それから2点目は、更新の手続についてでございます。

現在の設置状況は、3つの事業者の方が延べ9台の自動販売機を町有施設のほうへ設置をしておられるわけでございますが、申し上げましたように、毎年度、所定の更新手続を行っていただいた上で、財産の使用を許可をしているということでございます。

それから3点目は、使用料についてでございます。

これも冒頭申し上げましたように、条例に基づきまして、使用料を徴収をさせていただいております。

それから4点目は、契約のお話でございます。

該当する例規につきましては、先ほど御紹介させていただいた例規でございますので、今、運用しておりますのは賃貸借契約という形態ではなく、いわゆる契約方式ではなくて、希望される方が行政のほうへ申請書を出していただく、それが可と判断をすれば許可書を出すということで、いわゆる許認可といいますか、申請に対して許可をするという形で対応させていただいておりますので、賃貸借契約という契約の手続をとっているものではないということを申し上げておきたいと思っております。そのことを更新をしているということでございます。

最後のところでは、もう一つまた電気料の徴収の状況のお話でございます。これは繰り返しになるかと思いますが、平成29年度のところで議員の方からも御指摘を受けたということがございましたので、それを精査をさせていただいて、設置をしておられる3つの事業者の方に対しては、その翌年度から、平成30年度から例規に規定する正式な更新の手続、それから正式な料金、これをもって対応させていただいているということを付け加えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今お聞きしまして、是正をされているというふうに受け止めまして、安心をしました。質問をしたかいたが思ったとおっております。

自販機につきましては以上で終わりますが、先ほどエポックさんの件でちょっと言い忘れたことがありましたので、時間がありますので述べさせていただきますが、実は町長が先ほど責任はあるというふうに答弁されましたが、平成27年に無利子無保証で安定化資金を貸し付けた時に、私の質問に対しまして当時の町長が、エポック様につきましてこういうふうに述べられております。それをぜひ紹介したいと思います。

なかなか今の答弁、先ほどの答弁聞きましても見通しの暗い、本当に士気が下がるような今状況でありまた答弁でありましたが、当時の町長がなぜ1,200万無利子無保証で貸し付けるのかという私の質問に対しまして、エポックにつきましては町がつくった会社であります。つくった以上は責任があると思うので簡単に壊すわけにはいかないと。

できることなら、存続しながら経営が行えるような、いわゆる健全な経営が行えるような、また生産者、またそこへ働く方々が安心して勤められる会社にすべきである。議員の皆さんからすれば疑念があるように思うかもしれませんが、正常な会社にするためのいわゆる資金の投入であるということを理解してほしいと。

そして、経営に携わった全ての人がエポックに対して愛着がありますと、そして勤めてくださる方々への配慮といったものがありますということを当時の町長はエポックに対しての思いを述べられております。

このことを町長、町長代わりましたがしっかりこの思いを受け止めて頂いて、今後エポックのあり方について、町長先ほど責任はあるというふうに言われましたので、そのことにつきまして町長今後エポックにつきましてよろしくお願いします。もし何かあれば、なければいいです。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 前のところでお答えをさせて頂いたように、責任というのは申し上げたとおりでございます。前中谷町長がそうしたコメントをされたというのは、私もこの議場で同席をしておりましたので重々承知をしております。

残念ながら年数がたつ中で、いろいろなその取り巻く環境が厳しくなってきたということで、これまで全員協議会で申し上げたような状況にならざるを得ない、せざるを得ないということになってまいりました。

本当に事業を縮小したり、事業廃止をしたり、事業から撤退をするというのは、本当に忍びない、残念なことです。しかし、やはりその公費を投じて出資をして、三セクとしてしてきた事業がこういう形になったということは、やはりしかるべき判断をしなければならない、これもやは

り行政の責任だろうと思います。

本当に現状は残念なんです、これから当然関係者の皆さんと協議をしながら、とりわけ会社の取締役会等で協議をしながら、一方で税理士の先生であるとかいろいろな先生方の御意見も拝聴しながら、これからのいわゆる歩んでいくその方策についてしっかり検討をさせて頂きたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 以上で質問終わります。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） それでは、2番目の通告者、3番、桜下議員の質問が終わりましたので、ここで10分間休憩します。

午前10時37分休憩

.....
午前10時47分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

3番目の通告者、4番、松蔭議員の発言を許します。4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） それでは、1点通告してありますので、質問いたします。

表題は、環境衛生と法というのをお聞きします。

水道、下水道、CATVの加入状況を問います。

上下水道業者は町内で何者ありますか。業者の開業条件、これはどういうものか。それと他の町村の業者は、吉賀町内の事業はできないか。要するに参入できるかできないかを聞きます。答弁の内容によって再質問させていただきます。というのは、よく分からない、何人が入っておるか、それによって質問させていただきます。よろしく。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、松蔭議員の環境衛生と法を問うということにつきまして4点にわたって質問がございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

水道、下水道、ケーブルテレビの加入状況について、まずお答えをさせていただきたいと思っております。

上水道の加入状況につきましては、令和2年4月1日現在、総人口の6,056人に対しまして、給水人口が5,851人で普及率は96.6%でございます。

下水道事業につきましては、七日市地区を含めた六日市処理区で申し上げますが、平成31年度末現在、供用人口が2,629人に対しまして、接続人口が1,904人で加入率は72.4%。

農業集落排水事業でございます。これは御案内のとおり、2地区あるわけでございます。平成

31年度末現在の状況で申し上げますと、初見・新田処理区につきましては、供用人口101人に対しまして、接続人口が93人で加入率は92.1%、柿木処理区につきましては、供用人口413人に対しまして、接続人口は364人で加入率は88.1%といった状況でございます。

それからケーブルテレビの加入状況についてでございます。

31年度末現在で82.59%の加入率でございます。今それぞれの加入状況について申し上げましたが、これは今回議会のほうへお示しをしております事務報告書、それから、先般、監査委員のほうから報告がありました決算審査意見書のほうへしっかり明記がしてございますので、また御確認を頂きたいと思っております。

続きまして、上下水道事業者は町内で何業者あるのかという御質問でございます。

吉賀町上下水道の指定給水装置工事事業者に関する規程並びに下水道事業の下水道排水設備指定工事店規則に基づく許可を受けている事業者で申し上げますと、本年令和2年9月1日現在、上水道で12社、12の業者、下水道で15社、15の業者というような状況でございます。

それから業者の開業条件は何かという御質問でございます。上水道事業に関してお答えいたしますと、開業して給水工事を行おうとすれば給水装置工事主任技術者等の資格が必要になってまいりますし、町内で工事を行うためには町への登録が必要になってまいります。下水道事業につきましても、資格は異なりますが、水道事業と同様の内容となります。

なお、水道事業には様々な資格がございます。詳細につきましては、また建設水道課のほうへお問合せを頂ければお答えができるのではないかとこのように考えております。

さらに、4点目、他の町村の業者は吉賀町内の事業はできないのかという質問でございますが、先ほどの業者数の御質問でもお答えいたしました。吉賀町内で水道工事を実施するためには上水道、下水道、それぞれ吉賀町指定業者の登録が必要となってまいります。この登録につきましては、町内外を問いませんので、書類や内容を審査をいたしまして適切と認められれば当然登録をして吉賀町内の工事も施工することができるとこのように制度になっておりますので、申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 再質問するということで、この結果が分かりましたので、しますが、ちょっとこの演題が、演題といいますか、環境衛生と法という、えらい難しいようなことなんですけど、そもそもその法というのは法律、これが現在よく言われる六法、憲法をはじめ民法、商法、刑法、刑事訴訟法、6つ大きな、その中でまとまる。その中で一番身近なのが民法ですね。それでこの法の、もともと人が社会性を持ったときにいろいろな掟とか、みんながうまくその社会をやっていくためにそういうものを決めたのが初めかと思っております。ただその変遷で最近はずっと法も発達してよくなったと思うんですが、以前は悪法というものもあった。悪法も法なりと

いうことを言うた人もおるんですが、例えばヨーロッパでは自然を、宇宙も地球も全部神が創ったという発想でいろいろな縛りがあった。だからそれに反すると処刑されよったんです。処刑じゃないけど、投獄とか。要するに今はもう常識ですけど、地球が太陽の周りを回っておる。それがその当時は神が創ったんじゃから太陽が地球の周りを回っておるから東から出て西に沈むというふうなことが常識、当たり前。それを、いや、そうでなしに実は地球は太陽の周りを回っておるんですよという学者が出るとその学者は神を冒瀆する者だということで投獄された。コペルニクスとかガリレオとかそういう方が、いや、それでも地球は回っておるというようなことを言うたとか何とかあるんですが、結局、自然については法は適用できない、つくることはできない。台風にしても台風の進路をここを通りなさいという、ここを通っちゃいけないというような法律ももちろんできない。静止衛星も、これ地上3万6,000キロメートルのところ止まっておる格好じゃけど、止まっとるんじゃなしに、地球と一緒に回っておるから止まっておるように見える。この3万6,000キロの上空をそれより低くても高くても駄目。一緒に回ることにならない。それを法で、いや、3万5,000キロにきなさいというわけにはいかない。これは当たり前のことですが、そういうこともあって、法についてはそれでいいと思うんですが、先ほどこう具体的に町長お答えいただいたんですけど、この水道についてその12社あるというのはちょっと初めて聞いたようなことなんです。というのが実際にその人らがやっておるかどうか、事業をね。というのは工事がちょっと高いと感じるというのが、本管があって3メートルぐらいのところへ水道を引くというのは、金額をいえば70万円ぐらいかかると。素人が考えたら、もちろん1メートルぐらい深く掘って引っ張るからその利用ということで70万円。それで私聞きたいのは、普及率が96%いうんじゃからそれなりかと思うんですけど、新たにやればそのぐらいかかるということになると、それで業者の人数聞いたんですけど、要するに少ない人数じゃったら水道事業が寡占化されるんじゃないかということで、言いなりのこの事業費、これだけあればそれぞれ見積り取れば競争原理で低くなると思ってお聞きしたわけなんですけど、実際に仕事をおられる、ただその許可登録しておるという業者が12社、下水道が15社ということですけど、その辺がちょっと問題ではないかと思ったんですけど、工事料まで規制することは町行政としてはできないかと思うんですけど、ただ私が聞きたかったのは、そういう寡占化されることではない現代と思って聞いたわけなんですけど、12社あるということになれば、入札といたらおかしいけど、見積り取る方法もあるかと思ってお聞きしたわけで、よく分かりました。ただ業者云々ちゅうのはそれにできるかできないか、できるということじゃからこれはまたこれと思うんですけど、それで十分かとは思っております。以前、下水利用については他の業者もおったからそれでちょっとお聞きしたわけですが、これよく分かりました。

それで、CATVの加入状況を聞いたのは、これは82.6%ぐらいかな、と言われたんです

けど、今でもCATV加入していない方がいらっしゃる。これ大きな情報源なんですけど、例えばIターンの方が家を買われたり、建てられることもあるんかも分かりませんが、そのときに加入が何ぼかかかるようなんですけど、現在、休止状態にあるCATVがあると思うんです。それをどういうふうにされておるか分からんからお聞きするんですけど、中古品の感覚で、例えば10万円かかるのを工事料10万円かかるんならちょっと話ができんかも分からんけど、その加入が全て含めて、中古ちゅうたら10万円かかるところ5万円できるということできるんではないかと思ったわけです。それをちょっとあとお答えください。というのは、まだそのCATVの恩恵に浴していない方がいらっしゃるから、特にIターンの方、高いから駄目だということじゃないかという話も聞いたんで、ちょっとそこを要するに今までの水道のことはおおよそ分かりましたからええんです。その競争原理とかそういうものをどういうふうに考えられるか、行政のほうからこうせいということはできないかと思うんですけど、ちょっとお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 頭の中で整理しながら今、答えをさせていただきますんで、まず、前段、法律の話がありました。これはやはり法律自体は国で国家で決めるものでございます。我々自治体はやはりその法の下でいかにして住民の皆さんの福祉の増進をするかということで、その下にある政令であったり、町でいえば条例であったり、規則であったり、それになぞらえてやるわけでございます。ただ、それをしながらでもなかなかこのなじめないところがあるわけでございますから、それについては法律の改正をいったような今度は要望活動ということで逆に国のほうへ上げていく、こうした形になるかと思えます。なかなか法の中で全てをこの吉賀町の行政規模の中で全てがうまくいくかということ、なかなか全国一律で決めるものですから、法律は、なかなかそうはならない部分もあるということは我々も承知をしているところでございます。

それから水道の関係で寡占化のお話がありました。業者は先ほど申し上げましたように、上水が12と下水が15ということで、どうなんでしょう。ほかの行政、自治体の状況は把握しておりませんが、このぐらいのといえますか、行政規模の中で業者の数からいえば、指定の、多いかなというような、多いほうがいいんですけど、気がしております。十分な業者があるんだなということでございます。それで金額のお話もございましたが、我々が役場で扱うのはあくまで公共のお話でございまして、民間で当然、御自宅へ水を引っ張ったり、倉庫へ水を引っ張ったり、営業所へ水を引っ張ったりということは当然あるかと思えますが、そこについて我々が行政のほうとして感知している部分ではございませんので、何ともそこは言及できないわけですが、行政の立場としてその公共の発注をするに際しましては、当然しかるべき内容のものを積算をして積み上げて、指名競争入札、あるいは大きいものによれば一般競争入札、そうしたことでやっておって当然適正な価格で発注をしているというふうに承知をしているところでござい

す。あとはその業者間のことになって、またとりわけ民間レベルでの発注のことについては、いろいろあるのかも分かりませんが、ここは行政のほうでとやかく言う部分ではなかろうかと思っております。

それから、ケーブルテレビのお話でございました。私が先ほど申し上げました82.59%といういわゆるその加入率でございしますが、これはあくまで事務報告書のほうにも書いてありますが、告知端末を設置をしております、その設置をしております世帯数が分母でそれを使ってテレビを視聴しておられる御家庭、世帯数が分子でございします。ですからその比率で申し上げました。それが82.59%、約83%ぐらいあるということでございます。ということになると、告知端末はあるけどテレビは使用していないという方が当然世帯がある。ですからこれが引き算をしますと大体十数%はあるということです。ですからそうした方にもまだまだその汎用性があるわけですから、しっかり使っていただきたいと思ひますし、一つ今御提案のあった、せっかくなつておるのに休眠状態のものがあるというお話だろうと思ひますけど、これは休眠状態とはいいなから契約をされて責任がある方、世帯主の方が設置をしておられますので、いろいろな事情があつて休眠状態になっているのかも分かりません。そこを行政のほうで立ち入っていくわけにはいかないわけでございますが、先ほど言ひましたように、まだまだ加入率というのは100%はないというのは事実でございますので、あらゆるそのPRもさせていただきながら、汎用性があるということもいろいろ告知をさせていただきながら、その率を上げていかなければならないというふうに思ひしております。

それから、Iターン、これはUターンも含めてだろうと思ひますけど、こちらのほうへおいでになったときにはいろいろな助成制度も設けておまして、そのうちの一つにこうしたものを接続をすれば助成金の制度もあるということでございます。これは移住定住の相談員等が御本人さんと相対する中でも御紹介をさせていただいておまして、当然そうした制度はそうした方は有効に活用していらっしゃるというのが現状でございます。中古というようなお話もございましたが、それは先ほど言ひましたように、今、現に使つておられるけど、契約をしておられるけど使つておられない、そこはいろいろな御事情があるわけでございますので、そこについてはどうこうというよりもむしろまだまだ普及されていない部分のところをいかにその普及率を上げていくか、そうしたところを我々行政としてはやっぱり取り組んでいかなければならない部分だろうというふうに考へているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 聞いてみんなにや分からんことで、よく分かるところもありました。それはともかく、先ほどの水道事業ですけど、水道設備を一般の者が勝手に、要するに触つて、この前もあつたんですね、去年、おととしかな、水道が破裂した。それが、随分あつたから、凍

みが溶けて水が漏るから自分で直した、これは法違反と言われた。要するに水道法、そういう法があるから勝手に直したら違反になるとこういうふうと言われた。これは水道課長が言われたからというんじゃないけど、そういうふうに、要するに法律があるから駄目だと。なぜ直したかという、水が漏るのを放っておくわけにいかん。それで、事務所に全部聞いたわけじゃないけど、いや、忙しいから今駄目だとこういうふうと言われた。そうすると自分で、器用な人は販売する機材を、接着剤とか塩ビをやるのは器用な人はそれを実際修理できる。ところが修理したら駄目だということで、これ問題は、あのときに水が、要するに使わんのに漏れたから出たから水道メーターばあっと上がって、普通の使用量の3倍ぐらいになった。そうすると町としてはそれを補償した。要するに普通例えば月に1万円のところ3万円になったらあと2万円ぐらいを補償したということもあるんですが、自分で直したものは補償しないということがあったが、これはちょっとおかしいと思うんですよ。それで業者がすぐ行かれないから、そういう自分で直したのは、業者から言うたから自分で直したのは補償されるという。業者に、とても今言うても駄目だと言われて、水漏るのを置くわけにはいかんからというので直したら駄目だという。その辺の解釈が、これ法は法じゃけど、平等でなげにやいけん。この人には補償する、この人には補償しない、法律があるからという法律はおかしいと私は思うんです。そうすると業者が、要するに私の代わりに、業者の代わりにあなたが修理してくださいという権限があるのかどうか。業者が言うたからそれで水道代を行政のほうは補償すると。行政が法律を勝手に曲げて工事できないと思うんですが、その辺、今からのことがあるから、今度また冬に、今年は夏が暑いから冬は案外反対に凍みかかるかも分らん。そのときまた同じようなことがあったらと思って、前もって聞いておくんですが、その辺、どこまで例えば蛇口が壊れたから蛇口を直してもこれは駄目なのかどうか、蛇口取り替えたらね。その辺ちょっと具体的なことですが、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いわゆる法の縛りの関係のお話でございまして、ここ二、三年、特に1月下旬から2月の初めは本当に凍結の時期でございまして、職員も夜間ずっと出て班を組んで、漏水調査であったり、その対処に当たったことがここ続いたわけですが、そうしたときの多分御事情だったんだろうというふうに思います。なかなか業者のほうでという部分とそれから民間の部分でということは、非常に法の規制があつて難しい部分があるというのはやはり承知をしております。とはいいいながら、建設水道課のほうで対応させていただいた部分は法の中でお答えをするしかないということで、本当、現場現場でそれぞれ状況が違うわけですから、理不尽なそうした向きのやり取り、回答もあつたのではないかというふうに思いますが、これはやはりその法の中での対応ということでございまして、その点はどうか御理解を頂きたいと思ひます。

冒頭、法律のお話もさせていただきましたが、そうしたことでやはり平等性であったり、公平

性であったり、そうしたところでやっぱり承知できないという部分があるのであれば、まさに法のところをいかようにか解釈をし運営していくかという、これもやはりそれぞれの自治体でというよりは、国一律でその対応はやっぱり考えていただかないと無理な部分がございますので、そうした部分をやはり国のほうへ要望活動をしていくなり、そうしたことがやっぱりあるんではないかというふうに思っています。幸い、全国レベルでも水道であったり、下水道であったり、そうした団体もあるわけがございますから、いわゆる行政サイドがそうしたところで今のようなお話も上げさせていただいて、これは一つの自治体が言うからということにはなりませんから、そうしたたくさんのこの自治体の声が上がれば、そうした機運が出てくるということだろうと思います。

それから減免とかいうようなお話もございましたが、これも先ほど言ったようなそれぞれ現場現場のその内容によって対応が変わらざるを得ない、変えざるを得ないという状況がございますので、その点についても御容赦を頂きたいと思えます。

個々具体の少しお話がありました。こういった場合はどうだろうか、この場合はどうだろうかというお話がございましたので、法の解釈の部分がありますので、私では到底もうかなわない部分でございますので、担当の建設水道課長のほうから幾らか説明をさせていただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） 建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） そういたしますと、私のほうから若干お答えをさせていただきたいと思えます。

先ほどどこまで直してとか、どこまで直せるのかというふうな御質問がございました。その分についてお答えをさせていただきたいと思えますけれども、基本的には水道法というものがございしますので、資格を持った者がそこを触らないと、ということは決まっておるところでございます。ただし、軽微なものについては、今はやりのD I Y等もございまして、そういった部分について、軽微な部分については言わば黙認をしているというふうな状況を御理解をいただきたいと思っています。

では、どこまでの辺かといいますと、蛇口を交換するであったり、それからパッキンを交換するであったり、そうした軽微なものについては、御自分でやっていただいても黙認をいたしましようということで、決して推奨するわけでもございませぬし、いいというわけでもございませぬ。そういった部分については、ある程度常識の範囲で許されるというふうにお考えをいただいたらと思います。

ただし、漏水の修理になりますと、これはまた管等を触ってすることになりますので、これについてはやはり資格のある者でなければなかなかなりませんということと、そうしたことになり

ますとやはり、漏水が発生をいたしますと業者さんのほうへ依頼をしていただいて、それから業者さんのほうが直していただきますと業者さんのほうから直しましたよという通知がうちのほうにやってまいります。それをもって水道料のこれまでの使用量を認定させていただきながら、ではこのぐらい漏ったんだねということで、その分については補償させていただくというふうにしております。前回、凍結の被害のときにもそういう形で対応させていただきました。あの当時、大変な数でございましたので、今議員おっしゃったように、なかなか手が回らなかったということもございました。その現場で何が起こっていたのかというのは、私ども、詳しくは承知はしておりませんが、そういった部分もあったのではないかと考えています。つまりは御自分で修理された方もいらっしゃるかもしれません。町としましては、やはり責任の取れる、資格のある方が直していただくというのが大前提でございまして、町長も申しましたけども、そういった声が大きくなりますとまた違ったことにもなるのかもしれませんが、現状で起きますとやはり法律の枠を越えるわけにはまいりませんので、そういった対応を取らせていただいたということでございます。

今後につきましても、やはり凍結が起こってまいるかもしれません。起こるかもしれません。そういった場合につきましてもやはり同様の対応とさせていただきたいということは変わりませんので、十分に御注意していただきたいと思っております。

また、水道の業者の町内のということで町長がお答えをさせていただきました。しかしながら、町で指定をしております、認めております、登録をされております業者につきましても、町外でもできるというふうに町長申しましたけれども、町外でもできます。ということになりますと49社、実はうちの登録をされている業者がいらっしゃいます。町内・外です。そういった方でも工事はできますので、そういった方、問い合わせさせていただいて、町に登録がありますかということになりますよということになりますと工事のほうをしていただいても問題ありませんので、そういった対応もできるのかなと思っております。高いところではなくて、やはり安いところでもお願いできるのではないかと考えています。ただし、町の考え方としまして、やはり町内の業者の育成ということもありますので、やはり町内の業者をなるべく率先して使っていただきたいというのも本音でございまして。

以上、長くなりましたけども、私のほうから答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 私、今、町長が具体的に話をしましたのを聞いたのは、凍み割れてそれでも水が漏るから、業者へ言うても忙しいから、待っておれないからつないだ。それが罰則になったわけですね、要するに。罰則というのは補償されなかったから、本来水道法で一般の者が触っちゃいけないところを触ってつないだから、要するに一種の罰則ですね、補償が

なかった。その補償がある人は業者がやったら業者からあるという今答弁あったんですけど、ちょっと聞いてみるとその業者に来てくれと。ところが忙しいから、いっぱいあるからできないという話があれば補償するというふうな話を聞いて、実際に自分でやられて、それで補償されたというのがあるんですよ。あるから聞いたの。ありもせんのに聞くわけいかなから、あるから聞いたんですよ。ところがその業者にそういう話をせずに自分でやったのは法違反じゃから補償はない。これちょっとおかしいと思うんですよ。おかしいというか、法で、あくまで法でやれんのやったら法の平等からいうたらそういうことがあってはおかしい。つないだことについては同じことじゃから。それで何とか水が使えるようになったということですから、その辺をもうちょっと、それで私は具体的に聞いたんですよ。ちょっとその辺のお考え、どうですか、今からのこともあるしね。もし業者がなかなか忙しくて来られないときに、直せるものかどうかともう一遍、これは軽微な蛇口を取り替えられるぐらいは分かっておりますよ。それでも法違反は違反。じゃけど、今のようなつなぐ修理をどういうふうにご考慮されるか、対処されるか、ちょっとそれをお伺いしたいと思う。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきたいと思います。

お願いをしたけれども忙しいから来てくれなかった方についての補償はした、忙しいからと言われて自分で直したら補償されなかったというふうにおっしゃいましたけれども、基本的には自分で直すということは違法でございますので、それにつきましては、やはり町としましては補償の対象にはならない。つまりは業者のほうからそういう漏水の補修をしましたという調査が上がってきませんので、補償のしようがないということでございます。ですから、基本的には御自分で直されるということに対しては補償はできないというふうにお考えをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） えらい蒸し返すようなことで議長さんがはやめて言われるかも分らんけど、要は業者が忙しいから来られないから直した。直したことは法違反は違反やね。ところがその業者に電話して聞いたら、忙しいから行かれないということを知って直した、それは法違反にならんのかね。それで業者に電話せずに自分でやったのは法違反になって、業者に電話して来られんという答弁があったからやったというのは適法なのかどうか、そこを聞きたいんですよ。それで今のようにその水道料の補償されたかしていないか、というのは一種の罰則でしょう。片一方は、そういうふうに漏水した部分まで町が補償する。片一方は補償しない。これは法の平等に反するんじゃないかと思う。じゃからその辺の考えを、今からあることじゃからね、それをもう一遍よく、ちょっとそこをはっきり、もう一遍だけはっきりしてください。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきたいと思います。

状況はどうであれ、管を触るということは資格がなければできませんので、それにつきましては違法でございます。違法だからお金を支払わないということではなくて、基本的には補償するためには工事を直しましたという証明が必要になってまいります。その部分を受けましてこちらとしましては、分かりましたということで、これまでの使用数量をちゃんと認定をしてその分の出た分についての水道料金をお返しをするという作業でございますので、罰則とかそれからペナルティーとかいう問題ではございません。管を触っていただくためにはやはり指定された業者であったり、それから資格が必要でございますので、それを越えての作業はできないということになっておりますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） それはよく分かっておるんですよ。もう聞かないと言うたので聞きませんが、今後のことがあるから言うておきますが、実際にそういうことでちゃんと補償してもらった、自分で直して、あるんですよ、何件か。片一方は補償がないというのがおかしいじゃないかというのを今私聞いておるんです。それを法律はこうだ、こうってそれは分かっておりますよ、触っちゃいけないということじゃから、触ったらそれはもう法違反じゃから触っちゃいけないというのは何遍も聞いてそれはよく分かっておるけど、現実にそういうことがあったから、もう遡及するわけにはいかんから、今後のことがあるからよくその辺、心得てください。

水道のことはもうええわ。

それで、いやいや、これ、今の通告があったわけじゃないけど、法と云々というので不法投棄、これも法律違反ですね。と思うんです。不法投棄というのは、これは通告にないけど一応……。

○議長（安永 友行君） 松蔭議員。通告にないちゅうのが分かっておったら、質問せずにおいてください。

○議員（4番 松蔭 茂君） いやいや、通告にないと思われちゃいけないから、言うんです。

これは、私がここに書いたのは、環境衛生と法ということ言うてあるので、これは具体的に言わんにゃ、これは答えることができんと言われたらそれだけで、一応ちょっと聞いておきます。不法投棄、これ大きな問題、これも環境衛生に関係することです。廃棄物の処理と衛生に関する法律、長い法律がありますけど、これ大きな問題。具体的に聞きたいのは、水路に不法投棄する、何遍も見たとあるけど。これはこれも罰則があるはずじゃけど、役場はよく放送で野焼きをしちゃいけないとか、犬のふんはどうかというのは言われるけど、水路に物を放り込むのはほとんど言うてない。これはなかなか大変ですね、河川は汚れるし、実際その水路、特に農業用水路と同じようにしてあるのは、そこへぱっこぱっこ放る。一日に本当手ぞおけいっばいぐらい出る。

見たら必ず家庭用のごみ。その辺をどういうふうに指導されるかどうかというのを、この通告してある環境衛生と法の範囲で聞いたわけですが、ちょっとそこをお考えを、要するにずっと細かく言うて、用水路に不法投棄、ごみを放るのは法違反になるかならんか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 環境衛生ということですから、幅広ですから、いろいろなケースが出てきますけど、今お話のあった事例でいうと、要するに用水路とかへ物を投棄する、要するに放るのは投げ捨てるのはいかようなものかという。これはまた私も、法律のところをいうと素人ですけど、常識的に考えて、公共の場であったり、公益のところへやはりごみを捨てるという行為自体は決して許されるべき行為では私はないと思います。ですから、それをもって今度は物の程度によるんでしょうけど、それでやっぱり取締りの対象になるとか、そうしたことの程度は分かりませんが、一般的に考えてやはり公共のところへ私自身のごみを捨てる、こうしたことはやはり法ではやっぱり許されない行為ではないかというふうに思います。それから、自ら捨てるのではなくて、この前も台風来ましたが、いわゆるそれぞれの管理が悪くて、大風でよそのところへ飛んでいく、そしてそれがほかの方の民地であったり、さっきお話がありました水路であったり、公共のところへ飛んでいく。これは結果的に致し方ないかも知れませんが、これはやはり日々の管理の問題で、それはやはりそうした物を置いておられる、管理しておられる所有者の方の責任ではないかというふうに思っております。ですから、一般論で申し訳ないですけど、先ほど御質問のあった水路等へそうした投棄があるというのは、私はやはりあるべき姿ではない、適切な形ではない、法に私は抵触するんじゃないかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員、終わりにしてください。これで置いてください。数がもう8回にもなるので、再質問が幾らちゅうて定めてはございませんが、議長において指示はできるようになっておりますので、これで置いてください。

○議員（4番 松蔭 茂君） いや、もう駄目なん。

○議長（安永 友行君） はい。

○議員（4番 松蔭 茂君） いや、もう1問ぐらい駄目。

○議長（安永 友行君） 数が多過ぎるわね。

○議員（4番 松蔭 茂君） もう1問ぐらい駄目かね。

○議長（安永 友行君） はい。もう数が8回に……。

○議員（4番 松蔭 茂君） それなら、この次にもう少し詳しくしましょう、第2弾で。

○議長（安永 友行君） はい。またそのときをお願いします。

○議員（4番 松蔭 茂君） 大体、質問というのはね……、ええか。議長に言うてもしょうがない。

○議長（安永 友行君） それは言うちゃいけん。

○議員（4番 松蔭 茂君） いや、議長に一言言おうかと思っただけのことじゃ。

○議長（安永 友行君） 言うちゃいけん。

○議員（4番 松蔭 茂君） それでは、しょうがない、終わります。強制的に終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、4番、松蔭議員の質問は終わりました。

次の方の質問の時間が少なくなりましたんで、午前中はここで置きます。

休憩します。

午前11時32分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議、一般質問を再開します。

4番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私は、山林資源の活用についてということで通告してあります。

まちづくり計画の中で、特産は、指標で農産物生産量増産とあり、施策でも特産品の開発とあります。現状は、吉賀町特産生産振興会は解散します。合併以来、生産量の減少は収入の減少でもあり、生産者の高齢化、鳥獣被害などによるものと思われませんが、町は、合併以来15年間どのような対策を講じてきたか、今後どういうふうに対策を取るかということについて、まずお伺いします。

まちづくり計画の中で、特産は、第1次においては、指標の中で、農産物の生産量増産を目指す。吉賀ブランドの知名度の向上を目指す。また、施策の中で、地理的条件で、小規模、多角経営。少量多品目の生産を余儀なくされており、今後は、このような地形に適合した生産技術の研究や品目品種の研究を行うと。

ブランド化されている棚田米、合鴨米、干しシイタケ、菌床シイタケ、ワサビ、栗、ミニトマト、味噌等については、低コスト化、増産体制の整備、加工技術の向上に努め、知名度の向上を目指すとあります。

また、第2次では、指標では、農産物の生産量増産を目指す、吉賀ブランドの知名度の向上を目指すとなっており、施策も同じように、地理的条件に適合した生産技術や品目品種研究に取り組み、既に認知されている米、干しシイタケ、菌床シイタケ、ワサビ、栗、ミニトマト等の産物については、低コスト化、増産体制の整備等を行うと、まちづくり計画の中に明記されています。

実際は、現実には、2007年の1次から2017年の2次、そして今日まで13年たっていますが、現状は先ほど申しましたように、吉賀町特産生産振興会は解散し、シイタケ、果樹、茶は、それぞれほかの組織への加入と思います。

生産量を見ても生産額を見ても、栗、シイタケ、干しシイタケ等は本当に少なくなりました。生産者の高齢化、鳥獣被害などの要因が考えられますが、町はどのような対策を講じてきたのか、また今後どうするのか。まちづくり計画でも明記されています。町の責任として、どう対応していくのか、まずお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村隆行議員の1点目でございます。山林資源の活用についてということで、まず特産振興についてお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほども議員のほうからも御紹介ございましたが、ああしてまちづくり計画も第2次になっておりまして、現行の計画、平成29年度から令和8年度までの10年間ということでございまして、その中に基本目標に、大きな柱として、魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくりという大目標を立てて、その下のところで、地域ブランドの確立ということで、施策の体系であるとかいうところを明記をさせていただいております。

その目指すべきところで、特産品の開発と第6次産業化の支援ということでございまして、それぞれ主要施策も何点か上げながらこれまで取り組んできたということでございます。またその途中にあるということでございます。なかなかこれといったものが見いだせていないという御指摘だろうというふうに思います。

少し具体的話をさせていただきたいと思っております。シイタケ、栗等の特産林産物の出荷量でございますが、これにつきましては、年々減少傾向にあると思われまして、その大きな要因といたしましては、生産者の高齢化、いわゆる体力的な問題、後継者の不在、そして鳥獣被害であったり異常気象、価格等が考えられるというふうに思います。

原木シイタケ、栗等につきましては、平地の農業とは違いまして、機械化による省力化が難しく、人力での作業が主になっていることや、新植やコマ打ちなどから収穫までの期間が長いということなどから、新規参入者もほとんどおられないというような状況でございます。

御質問のありましたこれまでの対策と今後の対策についてでございます。

吉賀町まちづくり計画においては、先ほど少し触れましたが、特産林産物の増産を掲げております。分収林のクヌギを伐採、搬出いたしまして、シイタケ生産者へ供給支援を行ったということもあるわけでございますが、有効な施策に取り組めていないのが実情でございます。

重労働であるという側面からは、そのことが生産量や生産農家数の減少に影響しているとも考えられまして、平地への栽培地の転換という取り組みを行っている自治体もあるようでございますので、先進的な事例も参考としていきたいというふうに思っております。

それから、生産意欲という側面から申し上げますと、やはりその鳥獣対策が大きなウエイトを占めているというふうに思います。かなりの影響を与えているというふうに思っております。当

町では数年前から、かねてからの懸案事項でございましたが、鳥獣被害専門の職員を採用させていただいて、今産業課のほうに配属をさせていただいて、特にこの方は、この町内に定住もしていただいて、本当にこの地域ぐるみの鳥獣被害対策のほうで非常に頑張っているところでございます。

それ以外にも、様々なその鳥獣被害の助成事業も創設をしておるところでございます。特に、ここに来まして猿の捕獲おりも今回購入させていただいて被害軽減を図っているということでございます。これが大きな成果を上げるように、産業課挙げて、そして鳥獣被害の専門員を中心に頑張ってもらいたいというふうに思います。

とは言いましても、まだまだ十分な取り組みにはなっていないというのが現実でございます。この鳥獣被害につきましては、特に猟友会の方もいらっしゃるわけでございますので、そうした方の御意見もお伺いをしながら有効な対策をこれからも取っていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、今後どのような対策を講じることが必要なのか、これは関係者の皆さん交えて、やはり対応を考えていかなければならない問題でございます。短期的に問題解決するような案件でもございませんので、やはり中長期的な視点での検討を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 高齢化に対応した農業と第1次計画の中にもありますが、逆に、高齢者にも可能な作物でなおかつ収入になるもの、また管理できるもの、自家用野菜を少し多く作り、それを販売した。これが、この町の有機農業の始まりかもしれません。

地理的条件から考えても、同じ条件の土地はあまり多くありません。日当たりや風当たり、面積、里山化などいろいろな条件が絡み、作物も決まってきます。その上に、先ほど町長が言われました猿、イノシシ、鹿、それに外来動物など多くの獣害があります。そうして、これらを防ぎながら、一つずつクリアしながら、少しずつでも作っていく。生産者が増えれば、少なくとも1つのロットになります。適地適作、よいものができればまた輪が広がると思います。

水田も、山間地では耕作放棄地が増えてきます。イノシシよけの金網は張り巡らされています。それに電気柵を取り付ける。そこで生産できる作物がないか、管理できるかなど、少しでも可能なら取り組んでみる。そういうきっかけといいますか、勧めという、これを町が動いていく。今までは個人個人と言われていましたが、やはり町が主導していく。まちづくり計画の見直しや計画を立て実行することだと思いますが、取り組んでいかれるか、このことについてお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今議員のほうから御紹介のあった施策は、これは取り組んでいくかというよりも取り組んでいかなければいけないことですので、その取り組みをやはり止めるわけにはいかないと思います。行政もしっかりそれを支援をしていかなければならないというふうに思っております。

高齢者の方が作りやすい、栽培しやすいその農産品といいですか、そうしたお話もございました。当然それもそうでございますし、それが生産されれば、今度はその加工も同じことでございますけど。とは言いましても、なかなかその手間の問題であったり、価格の問題であったり、なかなかこの我々思っているようなことがスムーズにいくような案件でもございませんですけど、皆さんのいろいろな知恵をお借りしながら、検討していきたいなというふうに思っております。

商社の関係で、幾らかこのスピードを緩めて、地域の皆さんであったり関係する団体の皆さんと意見交換をするような場を今年度後半は作っていききたいということで、今現場のほうも、10月からその作業をするということで調整もさせていただいておりますけど、そこはやはり、ただ単に物を売る皆さんだけでなく、生産される方にもぜひ足を運んでいただく、そうした、やっぱり設定も必要だろうというふうに思っております。

有機のお話もございました。御縁があって、町内に事務局を構えておられます、日本で健全な森をつくり直す委員会の主催で、吉賀町で今回後援をさせていただきましたけど、株式会社モンベル様と包括連携協定を昨年締結させていただいたというような御縁もございまして、8月25日、第1回目でございましたが、広島紙屋町店、モンベルの店舗のほうで講座を開催をさせていただきました。これが第1回目。あと10月と11月に2回目、3回目ということで、都合3回の講座をさせていただくということでございます。

8月の25日、私も登壇をさせていただいていろいろお話をさせていただきました。これは入口の話ですから、町のPRであったりそうしたことが主だったんですけど、その中でも有機のことであったり、それからこの自然とかそうしたものを生かしたものをやっぱりやっていく必要があるということもアナウンスをさせていただきました。

第2回目のところは、いよいよ有機の関係の専門家の方に、町内の方、それから町外、県外からも著名な先生がお越しになってそうした発信をしていただけるということでございますので、なかなかこの、我々のところでは思いつかないような、いろいろなその示唆に富んだお話もしていただけるのではないかとこのように思っております。

有害鳥獣のお話も、先ほど私のほうでちょっと答弁させていただきましたけど、なかなか難しい対策でございまして、成果が一遍に上がるということでもございませんですけど、捕獲おりもあまして設置をさせていただいております。今蓼野のほうで置かせていただいておりますけど、これが非常に効果が上がることを大いに期待もしております。

それから、なかなか大きい金額ではなんですが、これまでも鳥獣対策のほうは助成事業を創設をさせていただいて、今担当課のほうで検討をさせていただいております。状況がかなえば、次の補正のタイミングでもというふうに考えておりますけど、鳥獣の、いわゆる駆除に当たっていただく猟友会の方が、なかなかその人手が足りないということと、もう一つはこのコロナの関係で、なかなかこの密接するといいますか、そうした作業ができないということもあって、地方創生臨時交付金を活用してGPSを活用しながら鳥獣対策をするようなシステムをどうかということで、今担当課のほうで検討をしております。まだまだ形としては完成しておりませんが、そうしたものがもしかたなのであれば、またこの次の議会のほうにでも予算の計上もさせていただきたいなということだと思っております。

ということで、人がいない、それから担い手とか後継者がいない。これは農林業全て、ほかの産業もそうなんですけど、そうしたことがありますので、そこがどうにか脱却できるような手法を、皆さんいろいろなところでの見地から御示唆をいただいて対策を講じていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 続いて、森林環境譲与税の用途についてということで。

地域経済の循環となるよう、人材育成、路網整備、木材利用と結びつけて、林業家が育ち、町内木材が搬出され、製材所の整備を行い、住宅建設に利用できるように。また、町内林道道路網の管理も行い、いつでも利用できるようにという趣旨のことでお伺いします。

この町が、人口減少は続き財政的にも厳しくなっていく中で、持続可能な地域であるために、林業を核として整備することは、本当に必要なことだと思います。この町は92%が山林です。資源です。持続可能な林業を構築していくこと、地域経済の循環を考えると、どれだけ付加価値をつけられるか。木を切り、運搬して売る。これでは切って売ると2つの工程ですが、ここへ加工を入れると、製材と加工、加工にも建築の材料、工芸品や、そして残りをエネルギーとして利用していく。林業は、裾野の広い産業としてこの地域を育ててくれるのではと思います。

人材育成、路網整備、木材利用これらを結びつけ、林業家が育ち、町内の木材が搬出され、製材所も整備されると、町の木を使い住宅が作れます。こういう計画を立て、実行する。それを決める。まず何をすべきかたくさんあると思いますが、境界の確定、路網整備、人材育成、地籍調査を急ぎ、今ある路網の管理を。町内林道もいつでも利用できるように管理しておく。これは、町内の町道管理も委託されていますが、これと同じく林道もされていかれてはと思います。

また、町内での伐採の許可を計画書に基づき判断すると、伐採の許可を町も判断することができるようにすると。町内での搬出は、町道、林道を通行します、使用します。そこには、橋梁や路肩の弱いところ、道幅の狭いところなどがあります。皆さんが安全に利用するためには、町が

そのことを把握していることが大事だと思っておりますが、このことについて町長のお考えをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2つ目の項目の森林環境譲与税の使途ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

今年度から、総務省の地域おこし協力隊制度と、それから森林環境譲与税を活用いたしまして、森林資源を有効に活用し、永続的な森林経営が可能な管理システムの構築と、そのシステムに沿った造林、作業道開設、収穫までを実施することのできる林業作業班の育成を目的にいたしまして、森林資源活用担い手育成事業を予算化をさせていただいたところでございます。

この事業では、永続的な森林経営を行うために、環境に配慮した木材の生産と育林経費を少なくする壊れない作業道づくりを主体とした低コスト木材生産作業の実践研修を中心に行っていくわけでございますが、木材生産活動だけにとどまらず、多種多様な木材の利用、それから加工、こうしたことを検討いたしまして、木材価値の向上を目指した技術習得の研修も実施するものでございます。

なお、今申し上げました森林資源活用・担い手育成事業についてでございますが、今年度4月から募集をさせていただいております。10月からの地域おこし協力隊の着任を目指して7月末まで募集を行いまして、当初3名という予定でございましたが、具体の数を申し上げますと2名の方からあつたと。あとお一方については、来年4月からというような御希望がある向きもどうもあるようでございました。そういたしますと、担当課なり今度実際研修をしていただきます団体のほうと御相談をさせていただきまして、やはりその3人で効率よくやっていくのがやはり妥当だろうというような御助言もいただいているところでございまして、幾らかこう時期をずらさせていただいて、できれば来年の当初からすぐ立ち上げができるように、今引き続きの事務作業を進めているところでございます。

それから、山の管理といいますか、崩れない道づくりということだろうと思っておりますけど、作業道の、いわゆる崩落するといいますか、崩壊するというような懸念があるというお話もございました。これは、河村隆行議員の6月の議会のときにも通告がございまして、そのときにもお答えをさせていただきましたが、御案内のとおり、民有林には保安林と普通林があつて、そのうち保安林については県、普通林は町が管理をするということで、あのときに3年間の伐採の状況、申請と面積をお話をさせていただきました。

県だけでも3年間で85件の申請があつて、730ヘクぐらいですね。それから、町が管理をするこの普通林も、この3年間で86件ぐらいの申請があつて、面積でいっても78ヘクという。膨大な件数と面積をカバーをするというようなことでございます。

県のことにつきましては、これは立木の伐採申請のほかに、作業道を開設するなどの、いわゆるその土地の形質変更につきましても申請が必要ということになりますので、管理ができるわけですが、一方町が管理する普通林につきましては、そうしたところまで、いわゆるその行政の力が及ばないということがあります。ですから、今お話があったような、いわゆる崩れない道づくりというのが必要なんだろうと思います。

そうしたことも含めて、先ほど申し上げました森林資源活用担い手育成事業のほうで、崩れない道づくりと、もう一つは、いわゆる担い手を育成する、作業班という表現もさせていただきましたが、そうしたことで対応していこうというような、今メニューを準備をしているということを繰り返し申し上げておきたいと思います。

それから、製材所の整備、これも6月のときにお話がありましたので、お答えをさせていただいていますが、高津川流域の製材工場の現状から見まして、大規模な施設整備については慎重に考える必要があるというふうに思っております。

とは言いましても、あのときもお答えをさせていただきましたが、やはりそのそうではない、小規模で投資も少なくして、いわゆるその隙間産業としてのやっぱり手法もあるんだというお話もさせていただいております。そうしたところを、吉賀町とすれば目指していかなければならないかなというふうに思っております。

こうした手法も、今回申し上げました森林資源活用担い手育成事業のほうで御指導していただいております著名な先生もいらっしゃいますので、現場研修も含めて、こうしたことについてのヒントも与えていただいたらということで大いに期待をしているところでございます。

それから、路網でございます。路網は、木材生産を低コストで実施するために必要不可欠で当然でございます。作業道や既設の林道路網を最大限活用する必要がございます。これらの路網を最大限活用できるように、これまでどおり定期的な点検を、やっぱりやっぴりやっぴりいかなければいけないわけでございます。必要に応じて維持とか補修、こうしたところも行政のほうとして対応させていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 木を切りまして、いきなり県道とか国道のそばでしたら町道とかを使わなくて済むと思うんですが、ほとんどの場合がやはり町道を使うと。町道をやはり利用することになりますと、ちゃんと町のほうへ届け出てもらおうというようなシステムをやはり考えておく。橋梁等がありますんで、重たい荷物、それは分かりませんが、やはり安全な、荷を積んで出る、または道幅も路肩の弱いところがあったりしますんで。あと、その地区の人が通れなかったりとか、壊れたりしたらまたどうしてもやはりいろんな問題が起きてくると思いますんで、初めから伐採計画のところ、町がそこへ搬出の方法とか、やはりちゃんと把握しておる必

要があるのではないかと考えております。

地方創生総合戦略に、地消地産を掲げた自治体があり、各地で静かに広がっていると聞いています。地消地産とは、地域で消費するものを地域で生産するという運動、取り組みと思います。経済圏域を作ることと思いますが、地域の暮らしに必要な食やエネルギーなど、なるべく域内での生産、消費することで地域資源を活用する。これできると思います。

域内での事業を域内で再構築させ、循環させ、地域経済が持続できる。こういうことは、先ほど来の農業や今の林業を核とした自立可能な町を目指すことと考えております。

吉賀町は製造業の町です。大きな柱があると思います。農業や林業も柱にする。地消地産という生産のあり方を変えてみてはどうでしょう。柱にする。町長のお考えをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 作業道に加えて、当然それを今度は市場に出すということになると、山から下りた木は当然公道、町道であったり県道であったり国道であったり、そうしたことを経て市場に、製材所等に出ていくということになるわけでございますので、当然道ということになると、先ほど壊れない道づくりということで、山の中のお話をさせていただきましたけど、そうしてその全体のアクセスを考える中においては、今申し上げました町道、県道、国道、そうしたこともやはり目を向けていかなければならないと思います。

そんな中では、もう一つはやはりそのインフラの維持ということになると、トンネルであったり橋であったりというのは当然ついて出てくるわけでございますので、そうしたことをやっぱり考えていかなければならないというふうに思っております。

地消地産の話がございました。昔は地産地消とか言っていましたけど、今は地消地産という表現が多いんですけど、今御紹介あったように、地元で消費するものは地元で生産をすると、域内循環ということなんです。ですから、循環型のものを、何につけてもやっぱり考えていかなければならないということで、極力この行政エリアの中が一番いいですけど、なかなかそうはなりませんので、できればこの近い圏域の中でそうした域内のその循環をしていくということを考える必要があると思います。それが地域商社の一つなんですけど、そうしたことをやっぱりやっていかなければならないと思います。

また、ほかの議員さんからもそうしたお話があるのかも分かりませんし、これまでたくさんありましたけど、今回そのコロナの関係でなかなかその経済がうまく回らないという中で、国が20の分野についていろいろそのプランを紹介をいただいております。

実は、その中でも、地域商社というものがあるわけです。産業課がこれまで全員協議会とかでいろいろ説明をさせていただきましたが、サプライチェーンをしっかりとっていく。ですから、生産から、それから加工から、流通から、最後のそのいわゆる消費を含めてですけど、それを滞

ることなく回していくというのがやっぱり大事なわけです。そのために、今こうしてなかなか人の動き、物の動きが非常に窮屈でやりづらいときには、やはりその域内で完結できるような、極力、地域商社事業も必要ですよということが、まさにその20の分野の中の一つに国が示しておられるわけです。

我々がそのやろうとしておった地域商社が、まさかこういうコロナの中で、国がそうしたことを旗振りをされるとは想像だにしておりませんでした。やはりその新しい生活様式とかいうことを考えると、経済のあり方ということを見ると、やはりそうしたことも必要なんだということも国も考え始めたなというような気がしています。

ただ、我々が今やっておる地域商社は、まだその、緒につく前だということになっておりますから、まだまだ議論を尽くしていかなければならないということです。これはちょっと時間をいただいで行っていきたいなというふうに思っています。

製造業の町というお話がございましたが、以前にも御紹介させていただきました、直近のところで県がこの前、島根県の工業生産高の統計を発表されました。今年といたしますか、昨年の実績でございますけど、吉賀町は、島根県の自治体11町村の中でも今回も2番手でございます。1番は奥出雲町、それから2番が吉賀町、3番が邑南町、こうしたランキング付けなんですけど、吉賀町は常にここ数年は、製造業が町村の中でもトップクラスでございます。

ですから、それは非常に大事な産業でございますけど、一方で、先ほどお話があった地消地産をしようと思えば、やはりその基幹産業である農業をしっかり基盤を整備していかなければならないということです。基盤というのは、それは圃場の基盤なんかもそうですが、生産基盤、いわゆる人の部分もあるわけでございますので、そうしたところをやっぱり目を向けてやっていかなければならない。ハードだけでなくソフトの部分もしっかり行政として支援をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 吉賀町産の材料で、木材で家を建てるという、やはり一つの計画を立て、それを実行していくような施策をしていくというのも本当大事だと思っております。

次に、ナラ木枯れについてお伺いします。

町内では、ナラ木が枯れるのが多くあちこちで見られます。ナラ木はブナ科でコナラ属で落葉広葉樹、高木になります。用途は公園樹や建築材、機具材、薪や炭、シイタケ原木等に利用できます。里山や道のそばに至るところに立っていて、クヌギとともにシイタケ原木に利用されています。ドングリは動物の食料となります。落葉樹ですので、秋には、地味ではありますが紅葉していきます。

このナラ木枯れについて、町民の方が産業課に聞きに行きましたが、原因についてどうだろう

かということでお伺いしたが、よく分からないということで、その後返事もないんだという話を聞きました。

落葉広葉樹は、そのところの土地を豊かにします。腐葉土や、また保水などの樹木だと思っております。ナラ木が立ち枯れると、当然新芽は出ません。その上、根も枯れるので、少しの風でも倒れ、傾斜地等ではまとまって枯れると山の崩壊につながるかもしれません。状況を調査し、原因を調べ、対策を講じられてほしいと思いますが、お伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3点目のナラ木枯れのことについてお答えをしたいと思います。

まさに、山にたくさん茶色い木が今増えて、本当に気にはなっているところでございます。

ナラ枯れの被害状況についてでございますが、毎年目視調査を行っておりますが、その結果につきましても、島根県に報告をしておりますが、今年は昨年と比べ、被害木が本当に増加しているというような状況でございます。

ナラ枯れ被害の原因についてでございますが、これは当然御存じだと思いますけど、カシノナガキクイムシという、これは通称カシナガとよく言われるのが多分そうだろうと思います。その虫が媒介するいわゆる病原菌、これが原因であるというふうなことは判明をしているわけでございます。ただ、ナラ枯れが、特にこの吉賀町でも非常に今、今年になって多いわけでございますが、増加したその原因についてはまだはっきりとはしていないという状況でございます。

なお、対策といたしましては、被害木の伐採や薬剤による防除、それからカシノナガキクイムシが樹木に侵入しないようにシート等で覆うなどの方法が考えられます。しかし、ナラ枯れ被害地は、こうして広く今分布しておりますので、町が直接的な対策を講じるということは非常に難しいというふうに思われます。

私もそうしたことについては、知識が何にもない本当素人でございます。今回通告があったので、少しいろいろこうネットなんかで調べさせていただきましたが。飯南町に島根県の中山間地域研究センターがあって、ここがいろいろな情報発信をしておられます。なかなかこうしたことを目にする機会もなかったかなとは思いますが、そちらのほうがやはりその情報発信をしておられて、切って使うナラ枯れ対策というようなアナウンスの仕方なんですけど、今ああして吉賀町も木が目立ちますけど、ナラ枯れ被害の特徴は、非常に高い木、それから幹回りの大きい木、俗に言う大きい木であって、若い木であったり小さい木にはなかなか被害を及ぼすことが少ないということです。ですから、要するに大きい木が目立つので、遠巻きでもああしてこう写ってくるわけなんですけど、そうした特徴があって、もう一つは、樹幹の下に、低いところへ低いところへその加害をするということだそうです。

それから、どういうふうなこの連鎖になるかという、その虫が、いわゆる木の中に入って卵を生みつけて、それがいわゆる水を吸い上げる道管の中で詰まって、結局水が行かないから木が枯れる。今度はその卵を生みつけたその卵から孵化して成虫になったものが、外へ出るときにその病原菌を持って外へ出るわけです。それが負の連鎖でどんどん広がってこういった状態になるということが事細かに分かりやすく、私にも分かるように説明がしてあります。

ですから、そうしたそのメカニズムが、原因が分かれば対策が非常に出てくるということなんです、こうして広がるその原因自体はなかなか判明しにくいということがお話をさせていただきましたが、確たるものがまだ、科学的な根拠といいますか、エビデンスがないという状況だろうと思います。ですから、このセンターも、そうではないだろうかというようなアナウンスはしておられますが、そうして考えると、いろいろその対処の方法があるよということで、被害木、いわゆるその枯死木を利用する場合、これは駆除目的でそうしたことができるし、それから被害を受けていない、無被害木というふうにセンターは表現されていますが、これを利用すると若い林分づくりに、要するに役に立てることができる。それから、被害木だけ、いわゆるその枯死していない、まだ枯れ切っていない木、これを利用する場合はまたメリットがあるんだということで、非常にその対処の方法と、もう一つはそれをやる時期のことが出ております。私これちょっと白黒で今出していますけど、こうしたものも御紹介をさせていただいた中山間地域研究センターのほうで、いろいろ提供をしているようでございます。

これも含めてなんですが、その対策等については、これから、やはり町民の皆様、できるだけ情報を発信させていただきたいなというふうに思っております。

なかなか被害が今こう広がっております。申し上げましたように、原因とかは幾らか分かっておりますが、対策をどうした形でやればいいのかというのは、これをやったらもう100%ということはないかなというふうでございますので、できるだけ情報を行政のほうとしましてもキャッチをして、それをできるだけの方法で住民の皆さんに周知等をさせていただきたいと思っております。

こうして、この前も台風来ましたし、今からまだまだ台風のシーズンでございますが、我々心配するのは、人的に直接的な被害があつてはいけません、電線の周りにこうした木があつて、強い風が吹くと倒木するわけです。そうするとどうなるかという、当然停電になったりすると、住民の方の生活に非常に大きな影響を及ぼすということがありますので、我々が今やらなければならないのは、そうした電線含めたインフラの周りに枯木がないか、被害木がないかというのは、やっぱりこの目視で確認ができますから、そうした対策をやっぱりしていくということは必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） コナラはシイタケの原木にもなりますし、山の崩壊等にもつなが

ります。それから、ドングリの実がなくなりますと、やはり先ほどの獣害がまた里へ里へと出てくるような気がします。

木の駅プロジェクトも中止になりまして、林業振興と地域活性化を目指す事業もなくなりました。先ほどの特産もそうです。地域おこし協力隊を活用した森林資源担い手育成事業、先ほど町長申されましたが、協力隊も募集し、町内からも募集する、これ募集するべきだと思っております。でないと、町内のその自伐林家育成にならないと思っております。

産業とは、人々の生活や仕事に必要な品物を作り出す仕事、利益を生む仕事、産業課は、こういう仕事をコーディネートする部署だと思っております。そこをこの地域商社でしっかりと産業を起こし、持続する町を作ってほしいということを提案しまして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後1時44分休憩

.....

午後1時55分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

5番目の通告者、1番、桑原議員の発言を許します。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 私は3点ほど通告をしております。

1点目の一体感の醸成は達成できるのかという質問事項でございますが、この一体感の醸成については、町長、立候補された3年前の公約のテーマでございます、一体感の醸成ということにかかわる事案であるので、そのことについて質問します。

柿木村振興協議会と柿木自治会長会の連名により、提出された住居表示に柿木村を残すため字名の変更を求める要望書に対し、6月定例会において、議会では本会議最終日において不採択となりました。このことを受けて、執行部は町の民意が結集する議会の判断によって措置を講じることとし、不採択したことは要望事項を可としないと理解し、字の区域の変更に係る議案は提出しない旨のことを回答されています。このことによって、この地域振興協議会に対して、地域自治区の設置条例では、協議会の要望書は意見と捉えてという回答の内容でございます。

この連名のある柿木自治会長会に対して、やはり意見なのか、要望書は自治会長会の住民が託した要望書を自治会として出したものと私は解釈しております。このことについて、町長の見解を聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、1点目の一体感の醸成は達成できるのかということについてお答えをしたいと思います。

住居表示に柿木村を残すために字名の変更を求める要望書につきましては、2月3日付で柿木村地域振興協議会会長と柿木自治会長会会長の連名で、町と町議会に対し、それぞれ提出をされました。6月定例議会で議会への要望書が不採択となったことを受けまして、6月19日付で両会長宛てに回答書を送付させていただいたところでございます。

少し丁寧にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、自治会長会に対してはどうかと、こういうお問い合わせでございます。

柿木村地域振興協議会は、地域自治区の設置に関する条例に規定する地域協議会であります。条例では、地域協議会は必要と認めるものについて審議し、町長その他の機関に意見を述べるができることとされていますので、今回の要望書は条例に規定する意見と捉まえたところでございます。また、柿木村地域振興協議会会長と柿木自治会長会会長の連名で提出されたものですので、自治会長会についても同様に考えているところでございます。

それから、この2つの連名からなる要望書でございますが、当然、申し上げましたように議会宛てにも提出されましたが、議会はそのことをどのように考えられたのでしょうか。どのように整理をされたのでしょうか。

この案件は、提出をされて、直ちに常任委員会をはじめ、議会内での議論を経てということで把握しております。全て、私はその議論の内容を掌握しているわけではございませんが、恐らく議会も、連名ではありましたが1つのものとして私は考えていただいたのではないかとこのように思います。6月最後のこの議場で賛成討論、反対討論、本当に多くの議員の皆さんが登壇をされました。しかし、協議会と自治会長会の双方をわけて討論される議員の方は、私はいなかったというふうに記憶をしております。まさに、1つのものとして、総意として提出をされた要望書であったという認識のもとで議会も判断をされたものというふうに思っております。

私は、先ほど答弁をさせていただきましたように、協議会も、それから自治会長会も同じレベルで当然考えております。確かに、この協議会は合併時に設置をいたしました条例で定めた組織でございます。しかし、自治会、それから、自治会長会は、いずれも自治会を構成する住民の皆さんの総意によって作られた任意の組織でございます。したがって、条例などは当然ないわけでございます。なので、組織自体の意味合いは当然違ってきます。

ただ、その組織を構成するお話をさせていただきましたが、その組織の守備範囲、それから、構成する住民の皆さんは同じであるわけでございます。要するに、2つの組織はいずれも旧柿木村の全てをエリアとし、そこで生活するすべての住民の皆さんが対象となる団体である、同等のものとして私は考えました。

このようなことから、連名で提出された要望書ではありますが、旧柿木村の皆さんが1つの思いで出されたものと判断いたしまして、申し上げましたように6月19日付の回答書で、同じ内

容、同じ文面で、同じ書面で対応をさせていただいたということでございます。

それから、そもそも連名による要望書ではありますが、要望書の最後の文面にはこのような記載がございます。地域自治区柿木村の総意をもって要望いたしますと、このように記載がしてございます。そして、回答に際しましても、我々行政側が依拠しているものは協議会の条例しかないわけでございますので、これに沿った形でどのような解釈をしたのか、どのような判断をしたのかということも含めて、この議場でも最後の挨拶で申し上げましたし、それから、文書で回答した回答書にもその旨を記載をさせていただいたということでございます。

繰り返して申し上げますが、2つの団体が名を連ねて提出をした要望書でございましたが、私といたしましては、同じ旧柿木エリアに生活をしておられる皆さんが、1つの総意をもって提出をされたということですので、同じものとして対応をさせていただいたということを申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この要望書の解釈ということですが、今の回答書では、今回、提出された要望書は条例に規定する意見であり、必要があると認めるときというのは、町の民意がそうであると判断したときと解釈し、柿木地域の皆様の意見である要望書を町の民意が結集する町議会がどのような判断をされているのか、この判断によって措置を講じることとしましたと書いてあるわけですが、私は、議会は意見書ではなく要望書だと解釈をしての採択するか、採決するかということに決したものと考えております。

こうした民意の総意でございますが、要望書を提出した柿木地域の民意について、執行部はやはり地域の民意として解釈されたのか、町内全体の民意ではないというふうに理解されたのか、そのところをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これまでの、この議場でも、それから、回答書でも申し上げております意見というのは、条例の解釈を申し上げたわけでございますから、条例で書いてあります意見というのが今回の要望書そのものであったと、そういうふうに私は受けとめたということでございます。

ですから、決して、言葉尻を取るわけではないですが、今回のその御意向が意見ということではなくて、条例でいう意見というのが、これは今回の要望書という形で出てきたんだというふうに解釈をしております。

それから、民意のお話でございます。確かに地域自治区柿木村の総意としてということでございますが、これはあくまで旧柿木村エリアの民意です。ただ、町全体の仕組みを変える、町全体の制度をいかようにしていくか。今回の場合で言いますと住居表示をどうしていくかということ

につきましては、これは当然、議会の議決が必要になるわけでございまして、これは町の総意としてどうなのか、町の民意がどうなのか、それを決めるのはこちらの議場です。ですから、柿木エリア全エリアの民意というのは当然伝わってきました。資料もつけていただきましたし、97%の回収率で65%の方がそれを可としたわけです。ですから、それを柿木全エリアの総意として提出をされましたということですから、旧柿木村エリアの民意というのは、当然、私はそれはしっかり受け取っております。

ただ、申し上げましたように、町全体の仕組み、制度を変えようということになると、やはりこれは議決が必要になる案件でございますから、それがやはり町全体の民意、総意を決する、表明をするこの議会での結論が非常に大切になってくるということでございますので、決して旧柿木村エリアの皆さんの民意を反故にしたとか、無視したということは、当然それはございません。むしろ、それに至る経過、取りまとめをしていただく経過については、あのときもこちらの議場で最後の挨拶で申し上げましたが、そこは非常に高く評価し、敬意を表しているところでございます。

ただ、この議会の議決の結果という形で住居表示の議案を提出するということは、私は町の総意としてそうではなかったという判断の中で、提出をすることはしなかったということでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） それで、執行部として、この柿木村という表示に対してどのように捉えられていたのか。町長、例えば無形財産である柿木村の評価と申しますか、その価値について、どのように感じておられるか、価値があったのか、なかったのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 柿木村のその表示に対しての私の考え方を問われているんだろうというふうに思います。

柿木村の表示につきましては、地域の方々の長年の取り組みによりまして、まさに柿木ブランドとして、町外、あるいは県外に対しての定着、浸透してきているということは紛れもない事実であろうというふうに思っております。

住居表示としては、当然、表記としては来年の3月をもってなくなるということになるわけですが、ブランド名としての柿木村は今後もあり続けるんだろうというふうに思っております。

いつぞや観光協会が外注をされた成果品の中で、こうした表記がありましたということで御紹介もさせていただきましたが、やはりブランドというのは、それぞれの皆さんが頭の中に描いている無形の資産、財産でございますので、私はそういう形で、当然、これからも柿木村という名

前は永遠にその価値、それぞれの皆さんの価値として残ってくるんだらうと思います。

確かに旧柿木村につきましては、これは今さら申し上げるべきものでもございませんが、明治22年に発足をして以来、本日まで、正確にいうと来年の3月まででございますけど、長きにわたって、131年、柿木村の表示を残してきました。

一方、旧六日市はどうであったかということで申し上げますと、昭和22年と昭和31年、2回の町村合併、昭和のいわゆる大合併をされて、当時あった七日市村、朝倉村、六日市村、そして、蔵木村、その名前を残さずに六日市町という新しい町を作ったわけでございます。当然、その前には旧六日市村が町政に移行いたしましたから、一概にそうした線引きはできませんけど、いずれにしても、4つの村が合併をして六日市町という、名前を捨ててそうした町を作ったわけでございます。それから、旧六日市町も49年たって、平成の大合併を迎えたわけですが、この時も六日市町の名前を残さずに吉賀町となったということでございます。

そういたしますと、やはり旧柿木村の皆さんも、それから、旧六日市町の皆さんも、それぞれ町村合併によって長年慣れ親しんだ自治体の名前に、これは今申し上げましたように月日の長短は当然あるわけではございますが、慣れ親しんだ町の名前、村の名前に別れを告げざるを得なかった、本当に苦しい思いであったり、悲しい思いであったり、無念さであったり、そうした気持ちはやはり旧柿木村の皆さんも、旧六日市町のみなさんも、私は同じだらうと思います。

ですから、今回、私は町の総意としての議会の判断を非常に大事にしなければならないという中で、最終的に決断をさせていただきました。この前の6月の定例会の最後がまさに議決の日でございました。私は、見守るしかなかったわけでございますから、最後の挨拶も、正直言っていずれの場合も想定をして挨拶の準備をさせていただきました。本当に厳しい御判断を、重たい御判断を議会はされたわけですので、私はそれをしっかり尊重させていただいて、結果的に住居表示の字区域の変更の議決を提案しなかったということでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 今回においては、議会のほうの議決にとにかく一任というか、行政として、執行部としての対応は、柿木地域の住民から見ると、行政のほうはこの事案に対して手が打てなかった、打たなかったというふうに解釈をされると思うので、それで、地域間交流施設、旧柿木中学校の指定管理の否決の問題、あるいはアンテナショップの問題、今回の住居表示の事案、そして、今、話題になっているかきのきむらの菌床設備の閉鎖、こういうふうな今の柿木の事案に対してなかなか打つ手がないということに対して、一体感の醸成について、かなり乖離がされたのではないかと解釈するわけですが、このことについて町長はどのようにお考えですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 町としてというか、町長として住居表示のことについて提案をしなかったという、結果的にそうになりました。今、議員のほうからは、行政として手を打たなかった、手が打てなかったという表現をされましたが、私は、それをやるがために、やっぱり議会の判断を見なければならなかったということです。

住民の皆さんの負託を受けて、投票によってこの議場へ議席を獲得された皆さん、まさに住民の皆さんの民意を反映する場でございますから、その判断を大切にさせていただいたということでございます。決して、手を打たなかった、手が打てなかったということではないということはお繰り返して申し上げておきたいと思っております。

それから、一体感の醸成のお話でございますが、ほかの案件もありましたが、これは結果として致し方ない部分もあろうかと思っております。それから、これは今まで継続しておった案件が、今、こうした状況の中で、いろいろな形で出てくるというわけでございますから、それはやっぱり一概にお話をするにはできないというふうに思っております。

一体感の醸成ということで申し上げますと、これは以前から申し上げておりますように、今回の住居表示の問題にしても、結果的に柿木エリアの皆さんから要望のあったことは、現状ではかなわなかったということになるわけでございます。議会もそれを不採択としたわけでございますが、しかし、それは議会もそうですし、私もそうなんですが、柿木地域の方が積み上げてこられた今回の住居表示を残そうとする、総意としてまとめるまでのプロセスを否定したものではありません。むしろ、そうした活動を大事にしなければなりませんし、そうした活動を、やはりほかの地域にも向けていかなければならない、波及していかなければならないわけでございます。ですから、そうした活動をしっかり支援をさせていただきたい。そうしたことによって、公民館単位のことをいつも私はお話をさせていただいているんですが、公民館のそれぞれのエリアが元気になっていただいて、結果的に吉賀町が活性化してくる、そうしたまちづくりをしたいということで、ああして統括コーディネーターも、配置をさせていただいて、対処をさせていただいております。今、なかなかコロナの関係で思うように進んでいない、そういった現状はあるわけでございますけど、いずれにしても、そうした形で、それぞれの地域が元気になっていただいて、吉賀町全体を盛り上げていこうという思いに変わりはありません。そのことを申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 今の問題について、また、同僚議員も質問があると思っておりますので、一応、ここで2番目に移ります。

経済対策を早急にということですが、この夏、二、三の事業主の方と会いました。なかなか仕事がない、事業がない、よそに行っております。そこで、なかなか仕事がない、これは今後どう

なることやらというふうな、いろいろな切実な悩みをされておられました。これもコロナ禍ということで、いろいろ事業の選択もあると思いますし、そこで、こういうときこそ公共事業、あるいはそうしたものを財政の許す限り、前倒し、新規工事を発注し、地域の経済や雇用に活力を与えることが必要だと思います。

先ほど7番議員の山林資源の活用も、そうした林業、農業の振興も合わせて、基幹産業である公共事業に対して何らかの対策をとるべきだと私はと思いますが、現状の様子やそういった把握について、そして、見通しについて、町長の考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、次に、経済対策を早急にとということでお答えをしたいと思います。

まず、議員の通告の中にもございますし、今、申されたところでございますが、可能な限り前倒しで発注することによりまして、地域の経済や雇用に活力を与える、こうしたことは私も同じ考えであることは申し述べておきたいと思えます。

次に、現状と今後の見通しということで、まず、現状についてでございますが、現在までのところで申し上げますと、これはあくまで吉賀町が所管をするものでございますが、発注可能なものにつきましては、おおむね7割から8割程度発注をしているところでございます。今後、発注を予定しております工事の大半は、橋梁補修やため池等でありまして、発注時期に制約を受ける、ほかの工事との兼ね合いであったり、そうしたことで制約を受けるものがほとんどでございますので、これからそうしたことが解決できれば直ちに発注をしまいたいと思えます。

また、今議会において予算の組みかえをお願いしているものもございます。これらにつきましても、準備が整いましたものから取り急ぎ発注を進めてまいりたいと思えますので、御理解を賜りたいと思えます。

それから、今回、6月の定例会前段の全員協議会で申し上げましたように、コロナの関係もあって事務事業の見直しをさせていただきました。特別会計、一般会計も含めて、全体で約7,300万円余の減額をさせていただくということにさせていただきました。これはあくまで事業費ベースでございますが、そうした中であっても、今回、公共工事、普通建設事業につきましては減額をしておりません。それは、今、お話があったようなこと、ここ数年の町内の情勢を見る中で、そこについては見直し等はしておりません。ですから、当初予算で、予定をしておりますものを着実に事業執行をしていこうという気持ちであるということは申し添えておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） こうした経済対策もさることながら、災害時における土木の事業

体の協力等も考えますと、やはり災害後の対策も協力していただかなければならない。そのためには、事業者の方の経営維持ができやすい状況も考慮していかなきゃいけないと思います。

そして、そのことについて、新規工事でも前倒して、設計が終わった段階のものなんかの事業があれば、前倒してでもやれるという意欲はございますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 災害が起こらないことを願うわけでございますが、ただ、災害が不幸にして起こった場合には、やはり災害復旧を直接的にやっていただくのは町内の業者の皆さんでございますから、そうしたことも頭に入れながら、考慮しながら、公共事業については予算の確保をしていかなければならないというふうに思っております。

そのために、業者の皆さんの育成も含めて、それから、当然、後継者、担い手もそうなんですが、公共事業については対応してまいりたいと思います。

前倒しのお話がありました。これは、やはり財源が必要でございますので、財源をまずどうした形で確保をしていくのか、それが可能な場合には、当然、今、地域財政計画で向こう10年間の計画は持っておりますが、それを少しでも前倒しができるようにということで、対応をさせていただき思っておりますが、現状を申し上げますと、御案内のとおりでございますから、逆にそれを少し待たなければならないというような案件もあるということは御理解をいただきたいと思っております。

それから、前倒しということで申し上げますと、町とか、議会のほうへ道路の改良であったり、橋梁の補修であったり、新設であったり、本当に住民の皆さんからたくさんの要望、陳情がございまして。これも採択をさせていただいたものについては、おおむね、今、75%ぐらいは着工なり、完成をさせていただいておりますので、そうしたことも留意しながら、これからも事業の執行を行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 経済対策をして町が活性化に向かうよう、町長の手腕にかかっているものと思います。

3点目に移ります。

町内自治会組織の見直しはということで、自治会の運営についてお尋ねします。

町内の自治会は、六日市40、柿木11、そして、それぞれ役員がおられまして、会長6万円、副会長はおられるところは4万5,500円、そういうことになっていると思います。

自治会によっては4世帯しかない地区、あるいは200前後の世帯もある自治会もありますが、自治会の運営について、住民の減少により集会所等の維持が困難となってきた地域があるのは今言ったとおりでございますが、そうしたことで、この自治会そのものの組織の見直しが必要とな

ってきたと思いますが、町長の考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 3点目でございますが、町内自治会組織の見直しはということでございます。

組織そのものについてのお答えをまずさせていただきたいと思いますが、公民館を中心とした地域づくりを推進するため、今年度から専属コーディネーターを配置をいたしまして、住民自治の力を高め、持続可能な地域とするため、さまざまな検討を、今、行っているところでございます。その中で、自治会と公民館のあり方についても協議することとしています。

現時点で具体的な実施事業、内容について、お示しするまでには至っていないわけですが、具体的なことが、策が固まってまいりましたら、順次、実施していくこととしたいと思います。また、その前段では、議会をはじめ、関係者の皆様にしっかりアナウンス等もさせていただきたいということでございます。

先ほど御紹介もございましたが、自治会組織の規模や範囲が非常にまちまちということは承知をしております。それから、各地区の事情が異なるということも承知をしております。でございますが、行政、町のほうからこの自治組織をあえて見直しを推進するということは、現時点では、これは行わないということで、考えているところでございます。

自治会の運営であったりというのは、やはり皆さんにまず第一義的には考えていただく。そこで行政が、最終的に御支援をとということであれば、それは当然必要なことではあります。まずは、自治会は自治会のほうでそのあり方なりを検討していただく、考えていただくというのが、これが、やはり私はあるべき姿だろうと思います。その上で、自治会のほうから行政のほうに対していくらかの申し出があれば、それに対して対応をさせていただくというスタイルのほうが、私はいいのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 前段での要望書の回答について、その中に、自分たちが暮らす地域のことの住民みずからが話し合い実行していくことは、住民自治において最も重要なことであり、そうした観点から、今回の住居表示云々がありますが、それぞれ特色があるわけですが、地域のことをみずからが考えていく自治のあるべき姿でありということで、自治意識の振興に係るものとして、住民から、おのずから考えるというので、今、町長は答弁されておるわけですが、要するに私が言いたいのは、自治会のそうした不公平感をなくすという意味でも、見直しが必要ではないかということですが、現在、そうした金額にして、活動されているか、いないか、一律にそうした地域に役員手当が入っている、これは不公平感があるわけだと思っておりますが、その点、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私の受け取り方が悪かったようでございますから、改めてお答えをさせていただきますが、いわゆる自治会のほうへ町のほうから助成をしておる、その交付金なり、そのお話でしょうか。

当然、自治会の組織なり、規模が違えば、そうした不公平感は当然出てくる、不釣り合いだというお話だろうと思います。

今回、宿題もいただいておりました、地区集会所と自治会館のあり方を調整をなささいということ、時間をいただいておりました、そうしたことも含めて検討もさせていただきますし、それから、いわゆる指定管理料のお話もございますが、そうしたことも懸案事項でございます。そうしたことも考えていかなければならないんでしょう。

それから、地区集会所ということになりますと維持費がいるわけです。維持費の中には、その土地のお金を払わなければならない、そうではないところもあったりして、非常に不均衡を生じているということもありました。ただ、これは今、町内に54カ所の地区集会所がありますが、それぞれ成り立ちが違うわけです。どうした経緯があって地区集会所が、その土地に建っているか、違うわけです。ですから、土地は地元へ提供してくださいということでおおむねいっておったと思いますが、そうすると、当然、借地料は基本的には発生してきませんが、いろいろな事情の中で借地料が発生をしてくたり、あるいは県道の改良事業の残地を使って、そこを地元のほうでそこへ地区集会所を作ってくださいというようなこともありますし、町有の施設であったものを地元へ払い下げをして、それを集会所等で使っていただいているようなこともあるわけでございます。

ですから、54カ所ある集会所がそれぞれの経過の中で、できてきたということがありますので、金額も含めて、不公平感といいますか、不釣り合いな部分があるのは当然承知しております。それを全部一律にというのは、これははっきりいって不可能でございます。ですが、それをおおむね皆さんが御了解いただけるような形にしていこうということで、今、検討をさせていただいているということでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 以上で私の一般質問は終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、1番、桑原議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後2時37分休憩

.....

午後2時47分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

6番目の通告者、5番、中田議員の発言を許します。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 5番、中田元でございます。よろしく申し上げます。1問ほど通告しておりますので、質問いたします。

高津川水系の河床掘削と用排水溝等の整備についてということで質問させていただきます。

高津川は吉賀町を源流とし、津和野町を通過し益田市から日本海に注ぐ、82キロメートルの国土交通省が定めた一級河川です。一級河川とは、地域面積が大きい水系の中で経済的または安全上の観点から重要度が高いと認められ、国土交通大臣が指定した河川のことです。その高津川が6年ぶり、7度目の水質日本一の栄誉に輝きました。大変喜ばしいことと思います。

今年7月、国土交通省が全国の一級河川162河川で、2019年の水質調査の結果を公表しました。それによりますと、この高津川は水質が最も良好な16河川の一つとなっています。要するに、我が吉賀町は全国に誇れる高津川という財産を擁しているということだと思います。

下流から遡ると、益田市、津和野町地内の河川内には余り立木等は目立ちませんが、吉賀町内に入るとまず、旧六日市のほうでございますが立戸地区の河川内には多くの土砂の堆積、立木が特に目立つような気がいたします。

地区民から、何とかならないのかとの相談があります。大水が出るたびに、農業用ポンプの入水箇所に土砂が侵入し、業者に依頼し除去を行っているなどの苦情相談もお聞きいたしました。また、本流が高いため立戸川に土砂が堆積するため、地区民が撤去するなどのことも言われておられました。この場所は、国道との並走でもありますし、景観上も非常に悪いと思います。早急なる掘削等を行うよう、町長の意気込みをお聞きいたします。

第2点は、支流について、特に幸地川、亀原橋上流500メートル下流500メートルぐらいについては、大雨のたびに現在空き家バンクに登録している（ ）宅の庭や床下浸水などもあり、地区民も高齢化と闘いながら地区を守るためにヨシ草の刈り取りなどを毎年行っておりますが、河床掘削等、根本的な工事を行わないと周辺農地にも甚大な被害を及ぼす恐れが大いにあります。早急なる対応を希望いたしますとともに、町長の決意をお伺いいたします。

まずここまで、町長よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、中田議員の高津川水系の河床掘削と用排水溝等の整備についてということでお答えをしたいと思います。

初めに、高津川水系の河床掘削につきましてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のように、高津川全域におきまして河川内の堆積や立竹木の繁茂により、景観もさることながら洪水時の影響が心配されているところでございます。この状況につきましては、町

民の方々より異口同音に対応についての要望が寄せられておまして、吉賀町としても大変危惧をしてるところでございます。

高津川を管理しております島根県におきましても、このような状況に対応するために一昨年より防災・減災・国土強靱化のための3か年の緊急対策としていち早く事業展開をしているところでございます。今年度でこの緊急対策は終了いたしますが、引き続き同様な事業を継続実施して頂けるように、町としても強く要望しているところでございます。

この件につきましては、当然町単独での要望ももちろんでございますが、津和野町と一緒に組織しております鹿足土木協会、こうした形ででも要望活動を引き続き行ってまいりたいと思います。

それから、とりわけこの3か年の緊急対策、防災・減災・国土強靱化の関係でございますが、これは吉賀町、津和野町、鹿足土木協会ということの範疇ではなくて、もう既に全国規模の運動としてそうしたことが叫ばれているわけでございますので、引き続きの要望活動等を行っていきたいと思います。

次に、御指摘のありました高津川の立戸地区付近、それからもう一つは、支流であります幸地川亀原地区の亀原橋付近の堆積除去等についてでございます。特に幸地川につきましては、今回写真の提供もして頂いたようでございますが、あの状況については重々承知をしてるところでございます。

いずれの箇所もそうでございますが、島根県も状況を把握しておりますので、町としても重ねて要望を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） それでは続いて、今のも身近な案件ではございますけれども、以前私は議会にて発言しておりますが、消防団員の活動を通して得た情報を申し添えます。

毎年梅雨時や台風時には、消防団は大雨警報発令時には役場等で待機し、消防団員は地域巡回等の活動を行っております。毎年同じ箇所の谷川の氾濫、地域の用排水路の氾濫などが繰り返されております。

例えば、六日市地内の久保田地区の水路は特にひどく、今年7月13日夜からの雨で14日の朝、私が巡回に出た時に町道は水路から水があふれ出ており、歩くのも困難な状態で行きました。

小学校の教頭先生が通学路の点検ということでお会いをいたしました。この点検が、朝7時前で2回目の点検ということでございました。そして、通学時間帯は児童を迎えに行くとのことで、こういうふうな雨が降った時には3回ぐらいの点検と迎えというようなことになるのかなと思います。

このことに関して、教育委員会、建設課、学校、PTA、津和野警察署の関係者が現場を点検したとのことですが、どのような結論に至ったのでしょうか。早急なる改良工事を考えまないと、子どもあるいは大人でも大変危険ではなからうかと考えております。

この通告とはちょっと意味が外れるかも分かりませんが、全国的に教育現場は時間外が多いとの指摘がある中で、このように先生方に大きな負担をかけると思いますが、このことについて教育長に一言お伺いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 通学路点検等の話から、通学路の危険な場所に対する教職員の点検といますか、そういったことについての御質問だろうと思います。

確かに教職員は多忙感がありまして、今働き方改革等も順次進めているところではございます。そんな中で、こうして朝早くから児童・生徒の通学の安全のために見回り等を行わなければならないというような状況もあることは確かだろうというふうに思っています。

大雨のみに限らず、例えばクマの出没でありますとかそういったときにもやっぱり通学路に出て、児童・生徒の安全を確保するといったこともやっているのは現状でございます。

今御指摘がございましたように、確かに時間外での労働ということで負担が多くなるということではあるかとも思いますけども、児童・生徒の安全を確保することも学校また教育委員会の大きな仕事の一つでもありますのでこの点についても、今言われますように頻繁にそういうことがあるようですと大変なことだろうというふうに思うんですけども、なるべくそういうことがないようにいろんな関係機関に対策を講じて頂いて、そういうことが少なくなるような対策を講じていきたいというふうに思います。

今議員の質問の中にもありましたけども、毎年通学路の安全の点検につきましては関係機関、特に道路管理者、水路管理者等の出席も頂いて現地で対策を検討して、道路管理者等におかれましてはかなり迅速に対応して頂いてるところでございます。

ただいま御指摘のあったところについても、対策を講じて頂くように今しているところでございますので、そういったことを通じて教職員の時間外の労働も少なくなるような方法を講じていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） できるだけ早急なる、これ町長にも後からお聞きいたしますけれども、教育現場も大変というお話を聞いておりますので、できるだけこういう危険な箇所、通学路、特に早い改修をお願いしたいというふうに思っております。

今申し上げましたのはほんの一部でございますが、消防団の活動記録等を見て頂ければ分かると思いますがまだまだほかにも、先ほど申しましたように、大雨の時には消防団員の方は大変苦

労しながら土のうを積み、あるいは巡回等をしておりますので、しっかり見て頂けたらというふうに思います。

これに関連してですが、先月の広報よしかに掲載されておりました。先ほど町長のほうからも鹿足郡の土木協会のことが言葉の中で出ましたけれども、広報よしかに掲載されておりましたが鹿足土木協会において県知事、県の農林水産部長、土木部長、県議会議長に対して吉賀町長、津和野町長、両町の議会議長が訪れ、道路、河川、砂防、治山、下水道の課題を要望したとの記載がありました。

私がいろいろ、先ほどから高津川の河床掘削、あるいは町道の水路のオーバーフローとか言いましたが、このようなことは多分要望されておられることと思われませんが、ぜひとも住民が安心して住める吉賀町になるような取り組みを強化して頂きたいと思います。

このことについて、先ほどの久保田地区の水路のことにつきましても、全体的な町長の考えをお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） お話のありましたまず用排水溝等の整備についてお答えをさせて頂きたいと思いますが、本当に消防団の皆さんには、先日もそうでしたが特に幹部の皆さんにはこちらの役場のほうへ常駐をして頂いて、それぞれの分団なり部のほうへそれぞれ指示を頂いて警戒待機に当たっておりますこと、改めてお礼を申し上げたいと思います。

今回も、被害調査も含めて最後のところでまた見回り等もして頂きました。またその折にも、例年といいますかいつものとおりの箇所がやはり水があふれておったりということがあられるわけですから、そちらのほうといろいろと協議を重ねていきたいなというふうに思っております。

消防団等からいろいろ上げて頂いておりますそうした箇所につきましては、今少しづつなんですけど実は建設水道課のほうで対処をさせて頂いております。通常の道路の維持の予算の中で対応するというので、全てを一度にとすることはなかなかかかないませんが、可能なところから対応させて頂いております。

それから、御指摘のございました久保田地区の水路、ちょうどこの役場の裏手、山手沿いなんですけど、これは先ほど来お話がありますように7月に実施をいたしました教育委員会主催の通学路の点検におきまして、関係者により状況確認を行って町へ対策を求められているということでございます。

用水路ということもございますので、地元の水利権者の方とも相談をさせて頂きながら、スピード感を持って対応させて頂きたいと思います。

特に、この通学路の点検で指摘をされたところにつきましては、これは早く、早急な対策を講じるということが第一義的に求められておるところでございますので、そのような対応をしていきたいと思えます。

近いところでやったところで申し上げますと、これ柿木だったと思えますけど、国道バイパスのところの橋の歩道部分が非常に狭い、狭いので歩くのが非常に難しい。それから、歩いておって大型車両が通過するといわゆる風に巻き込まれるような、というようなことがあって、なかなか対策を講じるということが難しかったんですが、道路管理者のほうと相談をさせて頂いて、ラバー式のポールをあそこへ敷設をさせて頂きました。ですから、許される現状の中で許される予算の中で、そうしたことを今対策を講じております。

今指摘のあった久保田地区につきましても、こうした写真、7月に点検をした時の写真も私もちょうどいしてありますし、ちょうどこれ恐らく中田議員が現場を歩かれたその日だったと思えます。まだ現場には土のうがついてあります。

ですから、水があふれてその後水が引いた後ちょうど点検をされたのかなというふうに思っておりますけど、ここは当然御案内のとおりでございますけど、町道の本町栄町線になっておまして、非常に水量が増えると溝からあふれて道路に出てくると。そうすると、通学をされる児童・生徒の皆さんに非常に支障を来すということでございます。

道路管理者は当然町のほうでございますので、今原課のほうでは山側がちょうど田んぼなんですけど土羽になっておりますから、そこへできれば張りコンクリートでもして道路側の、いわゆる水路と道路の境には擁壁のかさ上げをさせて頂いて、その対策を講じようということで計画をしております。

あとは予算の関係がございまして、できるだけ早い段階で対応させて頂きたいと思えます。

教育現場のお話があって、今教育長のほうから答弁をさせて頂きました。そこを解消するには今のような対策を早く講じないと、教員の皆さんの負担が解消されないわけでございますので、少しでもそこを軽減できるように頑張ってもらいたいというふうに思っております。

全国的に今本当に異常気象といえますか、温暖化の関係で梅雨前線による大雨、豪雨であったりそれから台風の大型化などで、数年前は時間雨量が30ミリあれば結構降るなという話でしたが今はそれはもう常態化してまして、もう三桁、100ミリを降ると大雨というようなこんな状況でもございますので、非常にこの近年状況が変わってまいりました。そこへすぐ対処できるように、これからもまずハードな部分の対策を精力的に対処していきたいなというふうに思っております。

鹿足土木協会、先ほど来ちょっとお話もさせて頂いておりますけど、先般広報のほうで、初めてだったんですがこうした活動をしておりますということを地域の皆さん、住民の皆さんにお知

らせをさせて頂きました。

7月28日に県庁へ出向きまして、知事、それから県議会の議長、土木部長、農林水産部長のほうへそれぞれ要望活動したということでございまして、当然道路であつたり河川であつたり治山であつたりそうしたもろもろの要望活動をさせて頂いたところでございます。

これ1回すれば要望がかなうということでは当然ないわけですから、粘り強くそうした要望活動もしていく中で、いろいろ御指摘のあった部分の改善に向けて頑張ったいと思ってるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 質問事項が、高津川の河床掘削というのが主な質問事項でございまして、立戸あるいは幸地川、以前から鹿足河内川に対しても、いろいろ同僚議員のほうから掘削のお話が出ております。

地域住民は、大変河川のことに関心になっておられますので、ぜひともこの高津川水系のことにつきまして町長の手腕をしっかりと発揮して頂きまして、県のほうに御依頼して頂きたいと思っております。住民の気持ちを代弁して今日は質問させて頂きました。

以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、5番、中田議員の質問が終わりました。

一般質問については、以上6名の質問をもって本日の日程については終了いたしますが、次に移ります。

日程第2．決算審査特別委員会委員の選任について

○議長（安永 友行君） 日程第2、決算審査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

初日に設置しました決算審査特別委員会委員については、今朝ほど別紙名簿のとおり、総務、経済各常任委員会から3名ずつ選出をして頂きました。別紙のとおり委員を選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会委員については別紙名簿のとおり選任することに決定をしました。

なお、事前に委員の互選によりまして正副委員長を選任頂いておりますので報告をします。委員長には4番、松蔭議員、副委員長には1番、桑原議員が選任をされましたので報告し、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。

御苦勞でございました。

午後 3 時13分散会
